

# 第二期三鷹市障がい者（児）計画



令和3年（2021年）3月



三 鷹 市



## 「だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現を目指して

このたび、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とした「第二期三鷹市障がい者（児）計画」を策定しました。前計画である「三鷹市障がい者（児）計画」に引き続き、今後3年間にわたる三鷹市の障がい者（児）に係る施策の方向を示すものであり、「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」に包含される「障がい者計画」、「障がい福祉計画（第6期）」、「障がい児福祉計画（第2期）」の3つの個別計画を、1つにまとめて策定することで、総合的な障がい者（児）施策の推進を図るための計画としています。

計画の策定に当たっては、公募市民や障がい当事者の皆さまによって構成される「三鷹市障がい者地域自立支援協議会」で議論を重ねるとともに、三鷹市健康福祉審議会でのご意見や、パブリックコメントによる市民意見、障害福祉サービス等の事業者からの意見も踏まえながら検討を進めてきました。

今回の計画で特筆すべき取り組みとして挙げられるのが、「地域生活支援拠点の機能の充実」です。「地域生活支援拠点」は、障がいのある方が地域で生涯にわたり安心して、自分らしくいきいきと生活を営むことができるよう、必要な支援を行うための拠点であり、三鷹市では、基幹相談支援センターを中心に複数の機関が連携する形で機能整備を行い、令和3年度からの新しい計画期間中にその機能のさらなる充実を図ることとしました。

また、本計画を策定した令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、市民生活に大きな影響が生じた年度でもありました。感染症は依然として予断を許さない状況が続いていることから、感染症対策についての取り組みを計画に盛り込んだほか、近年の自然災害の多発する傾向を踏まえ、在宅人工呼吸器使用者等への支援など、災害時の障がい者への支援についても一層の充実を図ることとしています。

障がい者・障がい児に対する施策の推進のためには、市と市民の皆様、事業者・関係機関等の方々との協働が欠かせません。とりわけ、ライフステージによって支援が分断されることのないように、分野を超えた様々な担い手が、障がい者・障がい児の福祉の充実に向けて、密接に連携していくことが重要です。

本計画の策定にご協力いただきましたすべての皆さまに感謝申し上げますとともに、市民の皆様、事業者・関係機関等の皆様には、本計画に基づく諸施策の推進に向けて、協働への積極的なご参加を心からお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

三鷹市長 河村 孝

## 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 障がい者施策に関する国制度の動向	3
<b>第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況</b>	
1 障がい者数の状況	7
2 障がい者等の生活と福祉実態調査の結果	15
<b>第3章 障がい者施策の考え方</b>	
1 障がい者施策のビジョン	27
2 障がい者施策のビジョン実現に向けた重点課題	28
3 重点課題に関する取り組み実績	29
<b>第4章 計画の体系及び主な事業の内容</b>	
《 計画の体系 》	35
《 主な事業の内容 》	37
1 計画の改定等と推進	37
2 障がい者を支える環境づくり	38
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	42
4 社会参加と交流の推進	45
5 地域における自立生活の支援	49
6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	54
7 推進体制の整備	57
<b>第5章 国の基本指針に基づく成果目標</b>	
1 施設入所者の地域生活への移行	59
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	60
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	61
4 福祉施設から一般就労への移行等	62
5 障がい児支援の提供体制の整備等	64
6 相談支援体制の充実・強化等	66
7 障害福祉サービス等の質の向上	67
<b>第6章 サービス必要量の見込み及び必要量確保のための方策</b>	
1 訪問系サービス	68
2 日中活動系サービス	71
3 居住系サービス	76
4 相談支援	78
5 地域生活支援事業等	80
6 (障がい児) 通所支援、相談支援	84
7 発達障がい者等に対する支援	88
<b>第7章 計画の進捗状況の分析・評価</b>	89

### 「障がい」の表記について

三鷹市では、「障害者」が本来「障礙(碍)者」の現代表記であることに照らして、法律名、法定の名称、組織・団体名等を除いて「障がい者」及び「障がい」と表記しています。

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康福祉総合計画 2022」を策定し、その計画を構成する6つの個別分野の1つとして、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を位置付け、計画的な施策の推進を図ってきました。

また、「障がい者計画」との整合を図りながら、「障がい福祉計画（第1期～第5期）」、「障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に努めてきました。

今回、令和2年度（2020年度）末で、「障がい福祉計画（第5期）」及び「障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間が満了となることから、引き続き「障がい者計画」も含め、3つの計画を1つにまとめて策定することで、障がい者及び障がい児に係る総合的な支援を一層推進していきます。

なお、本計画のうち、「障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画に当たります。

また、「障がい福祉計画（第6期）」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画、「障がい児福祉計画（第2期）」は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画に当たります。

### 障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

### 児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

計画の策定に当たっては、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、現行計画の評価・検証から計画案の作成まで丁寧な検討を進めるとともに、令和元年度（2019年度）三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査によるニーズ把握やパブリックコメントの実施等により、幅広い市民意見や要望の反映に努めました。

障がい者・障がい児を取り巻く状況  
第2章

障がい者施策の考え方  
第3章

計画の体系及び主な事業の内容  
第4章

国の基本指針に基づく成果目標  
第5章

サービス必要量の見込み及び必要量確保のための方策  
第6章

計画の進捗状況の分析・評価  
第7章

資料

## 2 計画期間

「障がい福祉計画（第6期）」と「障がい児福祉計画（第2期）」は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間で計画期間とします。

[ 目標年次・計画期間 ]

年度（西暦）	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
第4次基本計画（第2次改定）	前期			中期				後期					
健康福祉総合計画 2022（第2次改定）	前期			中期				後期					
地域福祉計画	前期			中期				後期					
高齢者計画	前期			中期				後期					
介護保険事業計画	第4期	第5期計画		第6期計画			第7期計画		第8期				
障がい者計画	前期			中期				後期					
障がい福祉計画	第2期	第3期計画		第4期計画			第5期計画		第6期				
障がい児福祉計画								第1期計画		第2期			
生活支援計画[施策]	前期			中期				後期					
健康づくり計画	前期			中期				後期					
子ども・子育て支援計画	前期			中期				後期					
次世代育成支援行動計画	後期計画（平成22～26年度） （2010～2014年度）				子ども・子育て支援事業計画 （第1期）				同計画（第2期）				

### 3 障がい者施策に関する国制度の動向

近年（概ね平成 30 年度（2018 年度）以降）の障がい者施策をめぐる国制度の動向は以下のとおりです。

#### ■ 障害者基本計画（第4次）の閣議決定（平成 30 年（2018 年）3 月）

障害者基本計画は、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画で、障害者基本法に基づいて策定されます。第4次障害者基本計画は、平成 30 年度（2018 年度）からの5年間を計画期間とし、基本理念では「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める」と明記されています。

#### ■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の成立、施行（平成 28 年（2016 年）5 月成立、平成 30 年（2018 年）4 月施行）

「障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う」ことを改正の趣旨とし、就労定着支援や自立生活援助等、新たな障害福祉サービスが創設されたほか、自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられることとなりました。

#### ■ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（平成 29 年（2017 年）5 月成立、平成 30 年（2018 年）4 月施行）

高齢者と障がい者（児）等が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられました。

#### ■ 発達障害児者及び家族等支援事業（平成 30 年度（2018 年度）から）

平成 28 年（2016 年）8 月に施行された改正発達障害者支援法では、都道府県及び市町村が、発達障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことに努めるよう明記されました。平成 30 年度（2018 年度）からは、地域生活支援事業の「発達障害児者及び家族等支援事業」として、従来から実施しているペアレントメンターの養成やペアレントトレーニング等の実施に加え、発達障がい児（者）の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児（者）の家族に対するピアサポート等の支援が新たに盛り込まれました。

**ペアレントメンターとは？**

ペアレントメンターは、発達障がい児（者）の子育て経験がある親で、相談に応じるための研修を受けています。「子どもに診断が出たが誰に相談したらいいの?」「どこの学校に行ったらいいの?」といった保護者のみなさんの相談に応じ、自身の経験を生かしてアドバイスします。

**ペアレントトレーニングとは？**

保護者が、自分の子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと（保護者向けのプログラム）。

■ **障害者雇用率の引き上げ（平成 30 年（2018 年）4 月）**

障害者雇用促進法では、民間企業等に対し、一定の割合（障害者雇用率）以上の障がい者の雇用を義務づけています。平成 30 年（2018 年）4 月からは、新たに精神障がい者が雇用義務の対象となり、これを踏まえて障害者雇用率が算定されることに伴い、民間企業の障害者雇用率は 2.2%（国、地方公共団体等は 2.5%）となりました。なお、障害者雇用率は、令和 3 年(2021 年)3 月 1 日に、さらに 0.1%引き上げられました。

■ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成 30 年（2018 年）6 月施行）**

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年（2018 年）6 月に公布・施行されました。また、同法の規定に基づいて、厚生労働省と文化庁は、平成 31 年(2019 年)3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

■ **ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）の施行（平成 30 年（2018 年）12 月施行）**

全ての国民が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

**ユニバーサル社会とは？**

障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会のことをいいます。

■ **著作権法の一部を改正する法律の施行（一部の規定を除き平成 31 年（2019 年）1 月 1 日施行）**

視覚障がい者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことを認める権利制限規定において、音訳等を提供できる障がい者の範囲について、改正前から対象として明示されている視覚障がい者等に加え、新たに肢体不自由等の者が対象となるよう規定の範囲が広がりました。また、権利制限の対象とする行為について、改正前から対象となっているコピー、譲渡やインターネット送信に加えて、新たにメール送信等が対象となりました。



## ■ 農福連携等推進会議の設置（平成 31 年（2019 年）4 月）

農福連携について、平成 31 年（2019 年）4 月に省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置し、同年 6 月、農福連携するための取り組みをまとめた「農福連携等推進ビジョン」を策定しました。

### 農福連携とは？

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

## ■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の成立、施行（令和元年（2019 年）6 月施行）

視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を図るものです。

## ■ 障害者総合支援法の対象となる難病の追加（令和元年（2019 年）7 月 1 日から適用）

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病（難病）の範囲が、359 疾病から 361 疾病へと見直しが行われ、令和元年（2019 年）7 月 1 日から適用されています。

## ■ 社会福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和 2 年（2020 年）6 月成立）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律については、令和 2 年（2020）年 6 月に公布され、順次施行することとされました。改正の趣旨は、「地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化等の所要の措置を講ずること」です。

### 地域共生社会とは？

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

### 社会福祉連携推進法人とは？

社会福祉法人間の連携方策として、これまで「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」がありましたが、これらに加え、新たな選択肢のひとつとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」が創設されました。

## ■ 新型コロナウイルス感染症への対応

厚生労働省は、地方自治体に対し、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取り組みについて、感染症が発生した場合の留意事項や衛生用品等に適切な管理、障害福祉サービス等の報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の柔軟な取り扱いについて要請するとともに、緊急事態宣言後の対応等について周知しました。

また、視覚障がい者等、情報・コミュニケーション支援を必要とする者に対する新型コロナウイルス感染症への対応について、相談に関する連絡先の周知、ホームページ上の情報のテキストデータや字幕映像の提供等、障がい特性を踏まえた情報提供の配慮を地方自治体に対して要請しました。

令和2年度（2020年度）の国の第1次補正予算、第2次補正予算及び第3次補正予算に盛り込まれた障がい福祉関係の主な施策には以下のような施策があります。

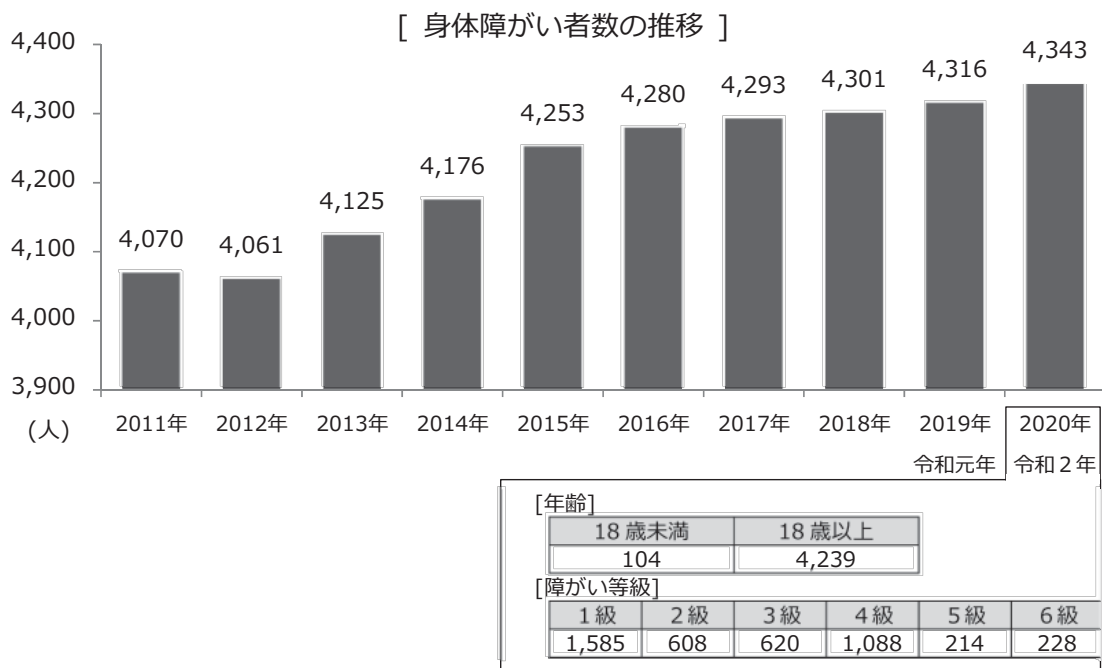
- ・ 福祉施設における感染症拡大防止策
- ・ 福祉サービス提供体制の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充
- ・ 放課後等デイサービス事業所による代替的な支援の推進
- ・ 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保

## 第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況

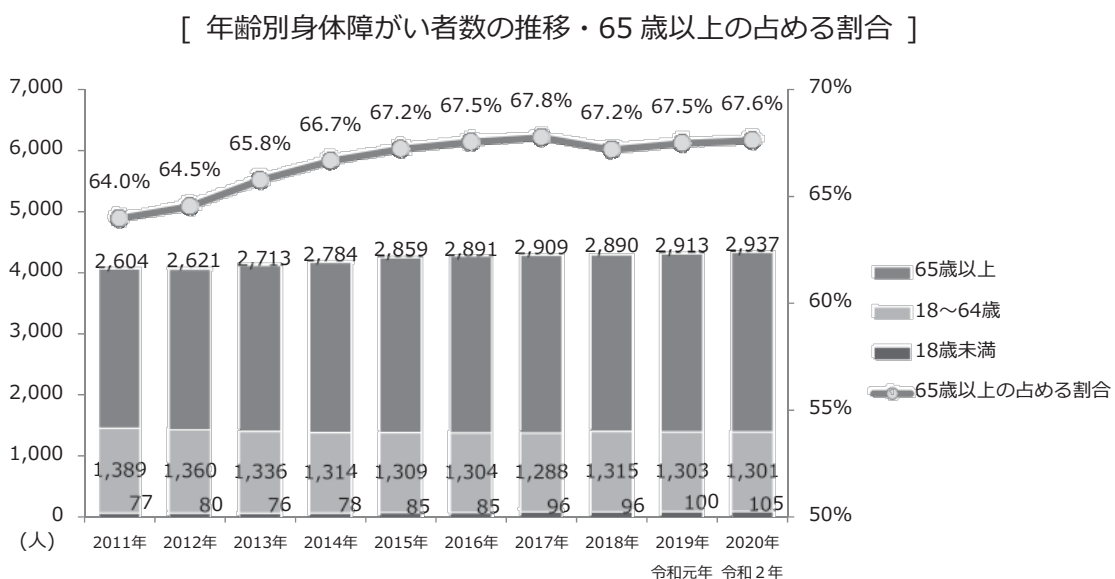
### 1 障がい者数の状況

#### (1) 身体障がい者

三鷹市の身体障がい者数は、令和2年（2020年）3月31日現在、4,343人です。平成23年（2011年）からの9年間で273人増加しています。

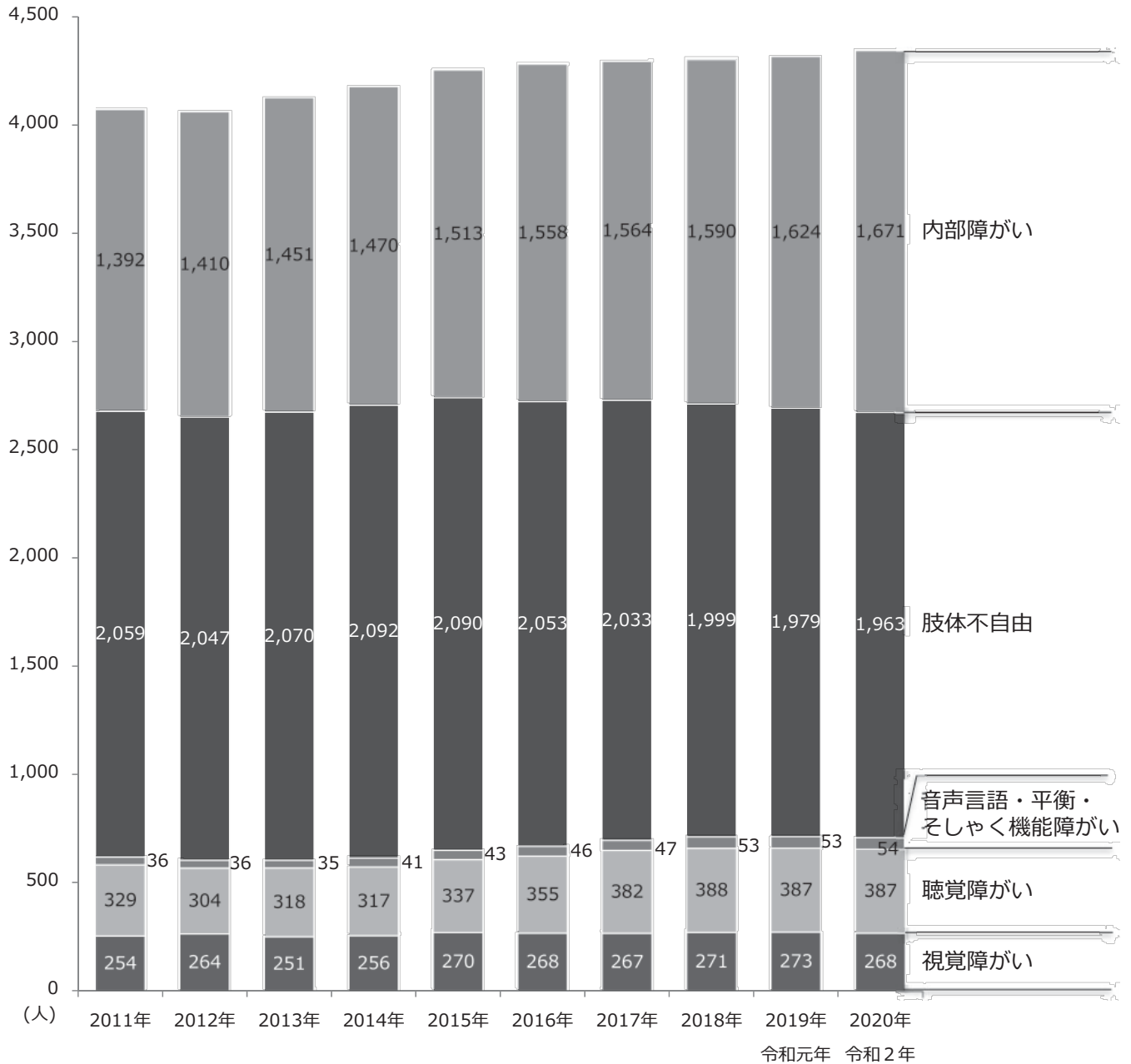


年齢別にみると、65歳以上の方の占める割合は、平成23年（2011年）から3.6ポイント増加し、令和2年（2020年）3月31日現在、67.6%となっています。



障がい種類別にみると、肢体不自由が最も大きな割合を占めていますが、人数としては平成26年（2014年）～平成27年（2015年）をピークにやや減少傾向が見られます。一方、内部障がいの占める割合は年々少しずつ増大しています。

[ 障がい種類別身体障がい者数の推移 ]

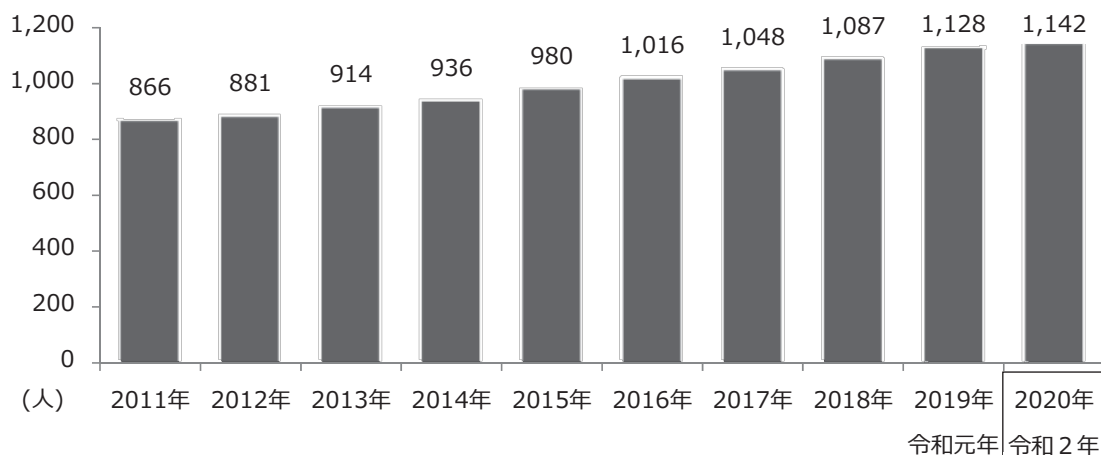


※ 障がい別の数値は、代表障がい（複数障がいのある場合の重い障がい）によります。

## (2) 知的障がい者

三鷹市の知的障がい者数は、令和2年（2020年）3月31日現在、1,142人です。平成23年（2011年）からの9年間で276人増加しています。

[ 知的障がい者数の推移 ]



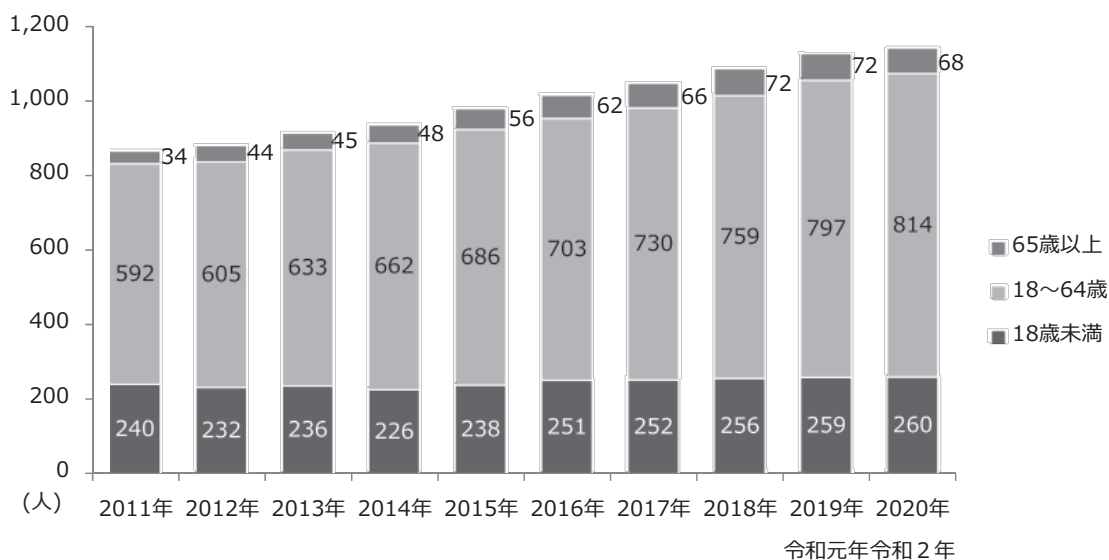
[年齢]	
18歳未満	18歳以上
260	882

[障がい等級]			
1度	2度	3度	4度
27	304	256	555

年齢別にみると、9年間で、18歳未満は20人、18～64歳は222人、65歳以上は34人増加していることがわかります。

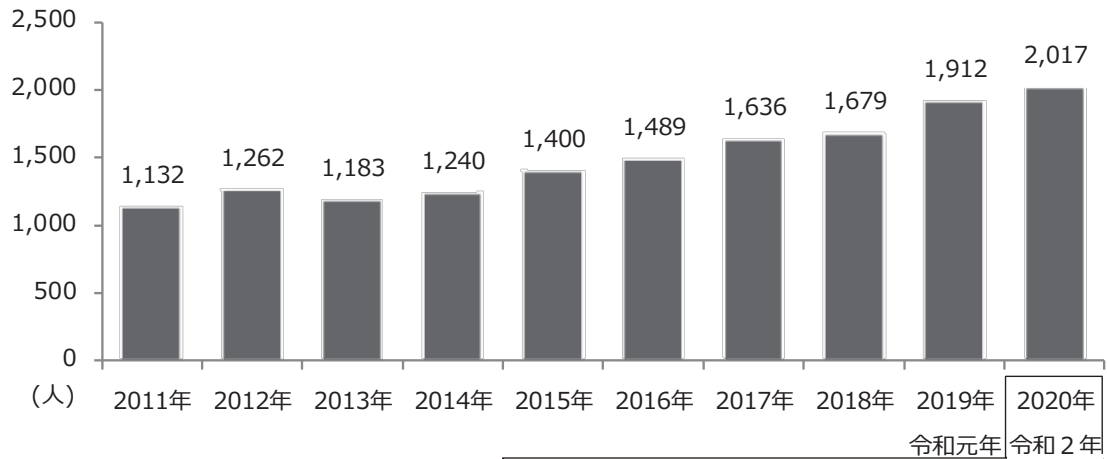
[ 年齢別知的障がい者数の推移 ]



### (3) 精神障がい者

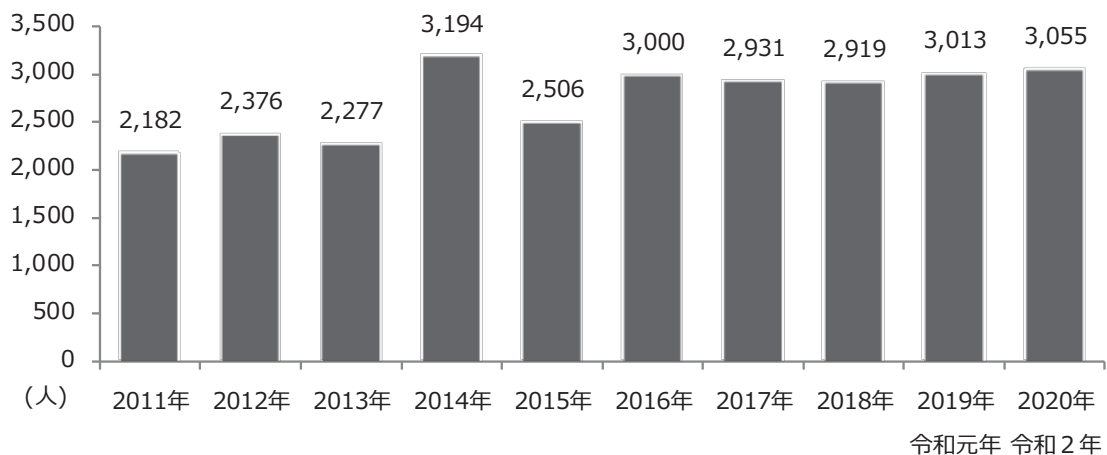
三鷹市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月31日現在、2,017人で、2011年からの9年間で885人増加しています。なお、自立支援医療(精神通院)受給者数は、令和2年(2020年)では3,055人と推計されます。

[ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ]



[年齢]			
18歳未満	18~64歳	65歳以上	
43	1,620	354	
[障がい等級]			
1級	2級	3級	申請中
138	1,082	778	19

[ 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移(推計) ]



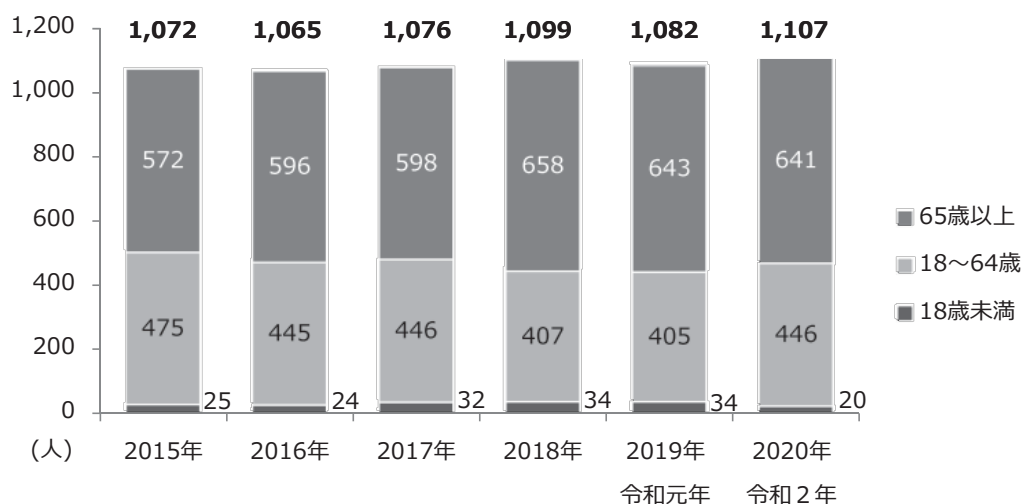
自立支援医療(精神通院) :

精神疾患のため通院による治療を受ける方に対して、通院医療費の負担軽減を図る制度です。通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

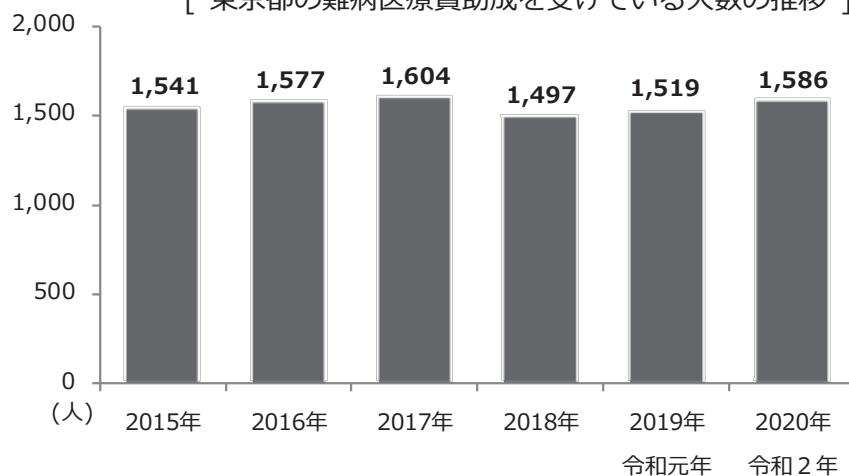
## (4) 難病患者

三鷹市の特定疾患手当有資格者数は、令和2年(2020年)3月31日現在、1,107人、東京都の難病医療費助成を受けている人は、1,586人です。

[ 特定疾患手当有資格者数の推移 ]



[ 東京都の難病医療費助成を受けている人数の推移 ]



**特定疾患手当：**  
 三鷹市が指定する特定疾患により難病医療費助成制度等の助成を受けている方、小児慢性特定疾病医療費助成制度の助成を受けている方を対象に支給しています。対象となる特定疾患は、令和2年(2020年)9月現在、345疾病となっています。

**難病医療費助成(東京都)：**  
 いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定めるものを「指定難病」といいます。現在、333疾病が指定されており、医療費や一部の介護サービスに係る費用について、助成が行われています。東京都では、指定難病に加え、独自に8疾病を対象として医療費等の助成を行っています。

## (5) 児童・生徒数

### ① 保育園

三鷹市では、令和2年（2020年）9月現在、公立（公設公営）保育園9園で17人、公立（公設民営）保育園1園で1人、私立保育園14園で19人のケアプラス保育（障がい児・医療的ケア児）を行っています。

[ 認可保育園における預かり状況 ] (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
年齢別	0	6	1	10	7	13	37
	公立 (公設公営)	公立 (公設民営)	私立 (公私連携)	私立	合計		
保育園別	17	1	7	12	37		

公立（公設公営）9園：

中央保育園、南浦東保育園、あけぼの保育園、新川保育園、山中保育園、中原保育園、  
下連雀保育園、上連雀保育園、野崎保育園

公立（公設民営）1園：

東台保育園

私立（公私連携）5園：

三鷹西野保育園、三鷹ちどりこども園、三鷹南浦西保育園、  
三鷹赤とんぼ保育園、三鷹駅前保育園

私立 9園：

井の頭保育園、みたか小鳥の森保育園、みたかつくしんぼ保育園、牟礼の森トキ保育園、  
椎の実子どもの家、第二椎の実子供の家、にじいろ保育園三鷹牟礼、  
ポピンズナーサリースクール三鷹南、三鷹ちしろの木保育園

ケアプラス保育：

障がい児や医療的ケア児（①経管栄養（経鼻・胃ろう）、②導尿、③インスリン注射）等、  
特別な配慮を必要とする方の保育の名称を「ケアプラス保育」としています。子どもの発達状  
況や個性を踏まえながら、クラス集団の中で子どもの成長を支援できるように、保育士等を1  
対1で配置し、クラス担当との連携のもと、保育を行います。

#### 医療的ケア児とは？

N I C U（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、た  
んの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことです。



## ② 小学校・中学校

三鷹市の小・中学校の通常の学級には、医療機関等で何らかの障がいの診断を受けた者のほか、医療機関等では診断を受けていないが、それらの障がいに類する状態の児童・生徒が在籍しています。そのうち、令和2年（2020年）5月現在、小学校では、358人の児童が、中学校では、84人の生徒が通級による指導を受けています。

また、固定制の教育支援学級は、小学校5校17クラスに115人の児童が、中学校5校11クラスに73人の生徒が在籍しています。

[ 教育支援学級の児童・生徒数等 ]

	児童・生徒数 (人)			学級数 (クラス)		
	固定学級	通級学級	合計	固定学級	通級学級	合計
小学校	115	358	473	17	4	21
中学校	73	84	157	11	—	11
小・中合計	188	442	630	28	4	32

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	9	62	100	119	99	84	473
中学校	61	49	47	—	—	—	157

- 通級制の教育支援学級設置校（児童・生徒が設置校へ通級する。）  
小学校（1校）：  
南浦小学校（難聴・言語障がい）
- 校内通級教室実施校（教員が拠点校から巡回校へ出向いて指導を行う。）  
小学校（15校・情緒障がい等）：  
拠点校：第二小学校（さくら木教室）巡回校：大沢台小学校、井口小学校、羽沢小学校  
拠点校：第五小学校（つばさ教室）巡回校：高山小学校  
拠点校：第七小学校（ポプラ教室）巡回校：第三小学校  
拠点校：南浦小学校（むつみ教室）巡回校：第四小学校、第六小学校  
拠点校：北野小学校（けやき教室）巡回校：第一小学校、中原小学校、東台小学校  
中学校（7校・情緒障がい等）  
拠点校：第二中学校 巡回校：第四中学校、第七中学校  
拠点校：第六中学校 巡回校：第一中学校、第三中学校、第五中学校
- 固定制の教育支援学級設置校（知的障がい）  
小学校（5校）：  
第六小学校、第七小学校、大沢台小学校、高山小学校、東台小学校  
中学校（5校）：  
第一中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、第七中学校

教育支援学級：  
国や東京都は「特別支援教育」という名称を用いていますが、三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼びます。また、「特別支援学級」については「教育支援学級（固定制）」、「通級指導学級」については「教育支援学級（通級制）」という名称を用います。  
なお、東京都では、教員が拠点校から児童の在籍校へ巡回して指導するシステムを「特別支援教室」と呼んでいますが、三鷹市では「校内通級教室」という名称を用いています。

### ③ 公立特別支援学校等

令和2年（2020年）9月現在、都立特別支援学校小学部に52人の児童が、中学部に28人の生徒が在籍しています。その他、国立特別支援学校小学部に1人、中学部に1人、県立特別支援学校小学部に4人、私立特別支援学校小学部に2人在籍しています。

また、都立特別支援学校高等部のうち「府中けやきの森学園」には、35人が在籍しています。

[ 都立特別支援学校の児童・生徒数 ] (人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	8	11	6	6	14	7	52
中学校	10	5	13	—	—	—	28
高等学校	11	12	12	—	—	—	35

小学校（8校）：

大塚ろう学校小学部、清瀬特別支援学校小学部、久我山青光学園小学部、光明学園小学部、小金井特別支援学校小学部、調布特別支援学校小学部、府中けやきの森学園小学部、武蔵台学園小学部（府中分教室）

中学校（5校）：

久我山青光学園中学部、光明学園中学部、立川ろう学校中学部、調布特別支援学校中学部、武蔵台学園中学部（府中分教室）

高等学校（1校）：

府中けやきの森学園高等部

### ④ 学童保育所

三鷹市内の全ての学童保育所で障がいのある児童の受け入れを行っており、令和2年（2020年）9月現在、16か所の学童保育所に23人の児童が入所しています。

[ 学童保育所入所者数 ] (人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
学童保育所	6	7	7	3	23

## 2 障がい者等の生活と福祉実態調査の結果

### (1) 調査概要

障がいのある方々の生活実態や、福祉サービス等に関するニーズを把握するため、令和元年度（2019年度）に実態調査を実施しました。

#### ① 調査対象・回収状況

調査名	対象者	対象者数	有効回収数	有効回収率
1 障がい者調査	市内在住の18歳以上65歳未満の身体・知的・精神の各障害者手帳所持者	2,156人	910票	42.2%
	市内在住の18歳以上65歳未満の自立支援医療（精神通院）受給者 市内在住の65歳未満の特定疾患手当受給者			
2 障がい児調査	市内在住の18歳未満の身体・知的・精神の各手帳所持者	396人	216票	54.5%
	市内在住の18歳未満の自立支援医療（精神通院）受給者 市内在住の18歳未満の特定疾患手当受給者			
3 入院中精神障がい者調査	医療機関に長期（1年以上）入院中の精神障がい者	159人 <sup>*1</sup>	73票	45.9%
4 施設入所者調査	障がい者施設に入所中の障がい者	74施設 138人	109票	79.0%
5 高齢障がい者調査	市内在住の65歳以上の身体障害者手帳所持者（64歳以前に障害者手帳取得）で、視覚障がい及び聴覚障がい1・2級の者 市内在住の65歳以上の身体・知的・精神の各障害者手帳所持者（64歳以前に障害者手帳取得）で、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護利用者	118人	57票	48.3%

<sup>\*1</sup> 精神科病院 31か所に協力を依頼し、入院中の精神障がい者に調査票を個別配付して実施。

#### ② 調査時期

障がい者調査・障がい児調査： 令和元年（2019年）9月～10月

入院中精神障がい者調査・施設入所者調査・高齢障がい者調査： 令和元年（2019年）10月～11月

#### ③ 調査方法

障がい者調査・障がい児調査： 郵送配付、郵送回収

入院中精神障がい者調査・施設入所者調査： 病院・施設から配付、郵送回収

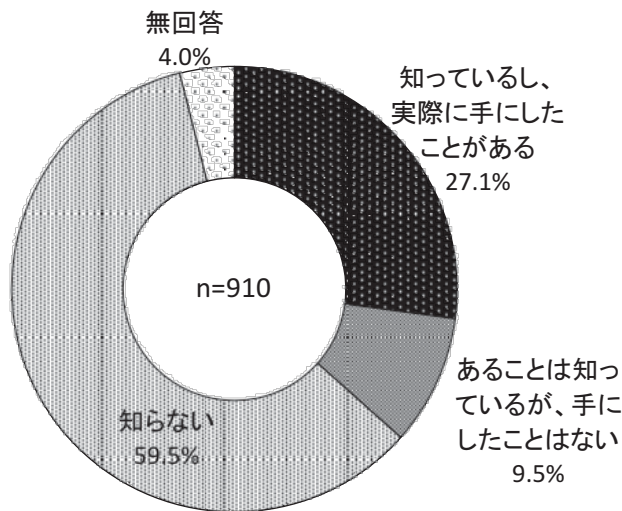
高齢障がい者調査： 郵送配付、郵送回収 ヒアリング（許諾者のみ）

## (2) 「情報提供」に関する主な調査結果

### ① 「障がい者のためのしおり」の認知状況

障がい者調査の結果では、三鷹市が障害者手帳交付時などに配布している「障がい者のためのしおり」を「知っているし、実際に手にしたことがある」人は27.1%で、約6割の人は「知らない」(59.5%)状況です。障がいの種類別にみると、精神障がいと難病では、7割以上の方が「知らない」と回答しています。

【「障がい者のためのしおり」の認知状況／障がい者調査】



【障がいの種類別「知らない」人の割合】

障がいの種類	人数 (n)	割合 (%)
身体障がい	294	36.4%
知的障がい	161	42.2%
精神障がい	416	75.2%
難病	101	71.3%
発達障がい	147	55.1%
高次脳機能障がい	22	40.9%

なお、「障がい者のためのしおり」をより使いやすくするためのアイデアを尋ねたところ、具体的に以下のような記入がありました。

#### < 冊子の内容等について >

- ・ 冊子のデザインを変える。
- ・ 障がい別に作成する。
- ・ 1つ1つ病状についての冊子を作る。
- ・ 具体的な例（例えば、ごみを出すときはどうすればよいか等）を載せる。
- ・ 障がい区分等で、ひと目でわかるチャート式にする。
- ・ 文字を少なくして、見てわかるようにする。
- ・ イラスト、図の多用
- ・ サイズを小さくする。
- ・ サイズを大きくする。

#### < 冊子の配布方法等について >

- ・ 年に1回、直接配布する。
- ・ PDF形式で配布する。（メール添付で配布する。）
- ・ 改訂版が出た際には市報で知らせる。
- ・ 障害者手帳の更新時に周知する。
- ・ 市内の医療機関、薬局、図書館、コミュニティ・センター等に冊子を置く。
- ・ 市役所のホームページ等で全ページ読めるようにする。（Web版を作成する。）

## ② 情報入手やコミュニケーションをとる上で困ること

障がい者調査の結果では、情報を入力したり、コミュニケーションをとる上では、46.8%の人は「とくに困ることはない」と回答していますが、困ることとしては「むずかしい言葉や早口で話されるとわかりにくい」ことをあげる人が22.1%と最も多くなっています。

[ 情報入手やコミュニケーションをとる上で困ること（上位5項目）／障がい者調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位	
	むずかしい言葉や早口で話されるとわかりにくい	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	複雑な文章表現がわかりにくい	案内表示がわかりにくい	文字情報が少ない	とくに困ることはない
障がい者調査 n=910	22.1%	18.9%	17.6%	7.0%	4.2%	46.8%

障がいの種類別にみると、知的障がいでは「むずかしい言葉や早口で話されるとわかりにくい」(39.1%)、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」(38.5%)、「複雑な文章表現がわかりにくい」(36.0%)の3項目をあげる人がそれぞれ3割を超えています。

[ 情報入手やコミュニケーションをとる上で困ること（知的障がい・上位5項目）／障がい者調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位	
	むずかしい言葉や早口で話されるとわかりにくい	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	複雑な文章表現がわかりにくい	案内表示がわかりにくい	相手が介助者と話してしまう	とくに困ることはない
知的障がい n=161	39.1%	38.5%	36.0%	10.6%	5.6%	20.5%

その他、身体障がいのうち、視覚障がいについてみると、15人中3人(20.0%)は「案内表示がわかりにくい」ことで困っている状況がうかがえます。また、聴覚障がいについてみると、28人中17人(60.7%)は「むずかしい言葉や早口で話されるとわかりにくい」、14人(50.0%)は「文字情報が少ない」、9人(32.1%)は「問い合わせ先の情報にファックス番号やメールアドレスの記載がない」ことで困っている状況がうかがえます。

### (3)「就労の促進」に関する主な調査結果

#### ① 障がいのある人が働くために必要だと思うこと

障がい者調査の結果では、障がいのある人が働くために必要なこととしては、「雇う側の理解がすすみ、障がいのある人を積極的に雇うようになること」が53.4%と最も多く、次いで「職場の人の手助けが得られること」(44.9%)、「障がいのある人でも過ごしやすい職場環境(バリアフリーなど)であること」(42.6%)と続いています。

[ 障がいのある人が働くために必要だと思うこと(上位5項目) / 障がい者調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい者調査 n=910	雇う側の理解がすすみ、障がいのある人を積極的に雇うようになること 53.4%	職場の人の手助けが得られること 44.9%	障がいのある人でも過ごしやすい職場環境(バリアフリーなど)であること 42.6%	仕事をさぐすための手助けなどの支援が充実すること 42.0%	就労にむけての訓練や研修の機会が充実すること 36.0%
参考： 前回調査 障がい者調査 n=797	雇う側の理解がすすみ、障がいのある人を積極的に雇うようになること 48.9%	仕事をさぐすための手助けなどの支援が充実すること 45.7%	障がいのある人でも過ごしやすい職場環境(バリアフリーなど)であること 41.3%	職場の人の手助けが得られること 40.0%	一般就労(一般の会社などでの就労)の枠が広がること 37.3%

障がいの種類別にみると、知的障がいでは「福祉的就労(作業所などでの障がい者向けの就労)の場を充実させること」が46.6%と最も多くなっています。

[ 障がいのある人が働くために必要だと思うこと(知的障がい・上位5項目) / 障がい者調査 ]

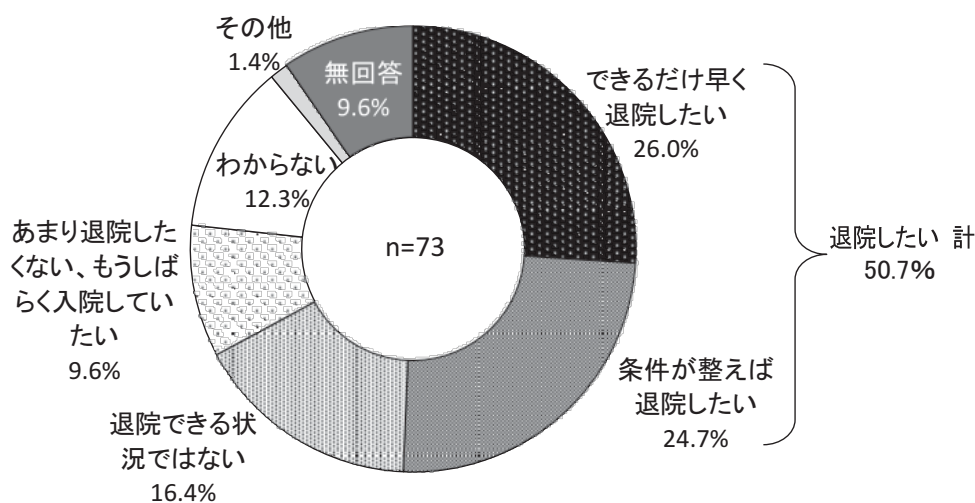
	1位	2位	3位	4位	5位
知的障がい n=161	福祉的就労(作業所などでの障がい者向けの就労)の場を充実させること 46.6%	職場の人の手助けが得られること 44.7%	雇う側の理解がすすみ、障がいのある人を積極的に雇うようになること 44.1%	障がいのある人でも過ごしやすい職場環境(バリアフリーなど)であること 37.3%	就労にむけての訓練や研修の機会が充実すること 34.2%

## (4) 「地域移行」に関する主な調査結果

### ① 退院についての考え

入院中精神障がい者調査の結果では、退院については、26.0%の人が「できるだけ早く退院したい」、24.7%の人が「条件が整えば退院したい」と回答しており、合わせると約半数の人に退院意向があることがわかります。

[ 退院についての考え／入院中精神障がい者調査 ]



### ② 退院するための条件

入院中精神障がい者調査の結果では、退院するために必要となる条件としては、「病気がよくなること」をあげる人が64.9%と最も多く、次いで「退院後の住まいがあること」(56.8%)、「退院後の生活の支援(訪問や相談など)をしてもらえること」(43.2%)と続いています。

[ 退院するための条件／入院中精神障がい者調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位
入院中精神障がい者調査 n=37	病気がよくなること	退院後の住まいがあること	退院後の生活の支援(訪問や相談など)をしてもらえること	退院後の日中活動の場(働く場を含む)があること	自立するための資金や収入があること
	64.9%	56.8%	43.2%	37.8%	29.7%

### ③ 将来希望する暮らし方

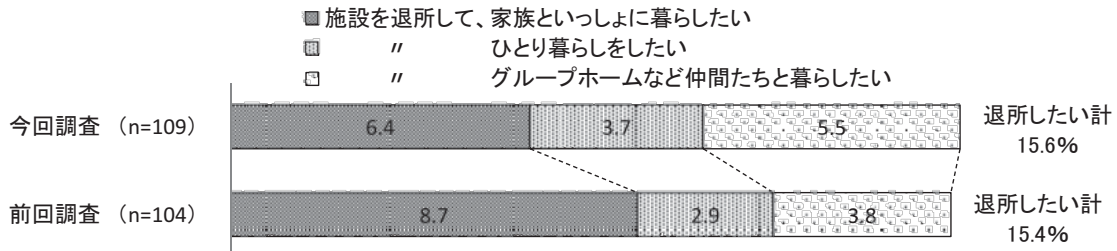
施設入所者調査の結果では、将来希望する暮らし方としては、58.7%の人が「いまの施設で、いままでと同じように生活したい」と回答しています。退所したい（「家族といっしょに暮らしたい（6.4%）」「ひとり暮らしをしたい（3.7%）」「グループホームなど仲間たちと暮らしたい（5.5%）」の計）と回答した人は15.6%です。

【 将来希望する暮らし方／施設入所者調査 】

施設入所者調査 n=109	施設を退所して、家族といっしょに暮らしたい	施設を退所して、ひとり暮らしをしたい	施設を退所して、グループホームなど仲間たちと暮らしたい	いまの施設で、いままでと同じように生活したい	高齢者の入所施設（特別養護老人ホームなど）に移って暮らしたい
	6.4%	3.7%	5.5%	58.7%	0.9%
退所したい計			15.6%		

前回調査と比較すると、施設を退所したいと回答した人の割合はほぼ変わりませんが、内容をみると、「家族といっしょに暮らしたい」の割合はやや減少し、「ひとり暮らしをしたい」と「グループホームなどで暮らしたい」の割合はそれぞれやや増加しています。

【 将来希望する暮らし方（前回調査との比較）／施設入所者調査 】





## (5) 「障がい児支援」に関する主な調査結果

### ① 福祉サービスの充足度

障がい児調査の結果では、現在、必要だと思うサービスを「十分、利用できていると思う」人は14.4%、「利用できているが、十分ではないと思う」人は53.7%、「ほとんど利用できていないと思う」人は8.8%です。

なお、「現在、サービスは利用していない(必要がない)」、「その他」、「わからない」、「無回答」を除いた対象者でみると、福祉サービスの利用者のうち「十分、利用できていると思う」人は、18.7%であることがわかります。

[ 福祉サービスの充足度/障がい児調査 ]

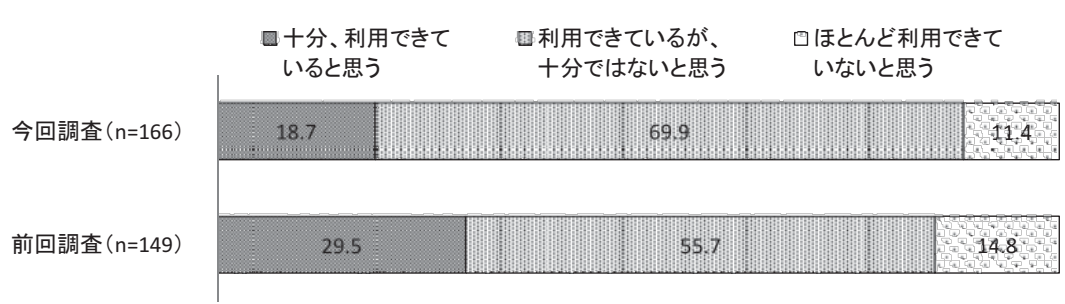
障がい児調査 n=216	現在、サービスは利用していない(必要がない)	十分、利用できていると思う	利用できているが、十分ではないと思う	ほとんど利用できていないと思う	その他	わからない	無回答
		11.1%	14.4%	53.7%	8.8%	0.5%	10.6%

<再集計>

	十分、利用できていると思う	利用できているが、十分ではないと思う	ほとんど利用できていないと思う
n=166	18.7%	69.9%	11.4%

前回調査と比較すると、「十分、利用できていると思う」人は29.5%から18.7%に減少し、「利用できているが、十分ではないと思う」人が55.7%から69.9%と増加しています。

[ 福祉サービスの充足度(前回調査との比較)/障がい児調査 ]



## ② 子どもが希望する暮らしをする際に心配なこと

障がい児調査の結果では、子どもが希望する暮らしをする際に心配なこととしては、「仕事に関すること（就職、復職）」をあげる人が69.0%と最も多く、次いで「生活するための金銭的なこと」（60.6%）、「人間関係（家族、友人、隣人など）」（53.7%）と続いています。

[ 子どもが希望する暮らしをする際に心配なこと（上位5項目）／障がい児調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい児調査 n=216	仕事に関すること（就職、復職） 69.0%	生活するための金銭的なこと 60.6%	人間関係（家族、友人、隣人など） 53.7%	障がいの状態に関する こと 51.4%	住む場所の こと 42.6%
参考： 前回調査 障がい児調査 n=209	仕事に関すること（就職、復職） 65.1%	生活するための金銭的なこと 61.2%	人間関係（家族、友人、隣人など） 52.6%	障がいの状態に関する こと 47.4%	住む場所の こと 45.0%

## ③ 今後、市に重点的に進めてほしい課題

市に重点的に進めてほしい課題としては、「一人ひとりの個性を生かした保育や教育をすすめること」をあげる人が65.3%と最も多く、次いで「障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと」（63.9%）、「障がいのある人への差別や偏見をなくすこと」（57.4%）と続いています。

[ 今後、市に重点的に進めてほしい課題（上位5項目）／障がい児調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい児調査 n=216	一人ひとりの個性を生かした保育や教育をすすめること 65.3%	障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと 63.9%	障がいのある人への差別や偏見をなくすこと 57.4%	自立して暮らせるように、グループホームや一人暮らしを体験できる場があること 50.0%	放課後の活動場所を確保すること 49.5%
参考： 前回調査 障がい児調査 n=209	障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと 65.6%	障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること 63.2%	障がいのある人への差別や偏見をなくすこと 62.7%	障がいのある人が安心して医療を受けられるようにすること 59.3%	一人ひとりの個性を生かした保育や教育をすすめること 56.5%

## (6) 「地域での生活のしやすさ」に関する主な調査結果

### ① 福祉サービスの充足度

障がい者調査の結果では、現在、必要だと思うサービスを「十分、利用できていると思う」人は21.6%、「利用できているが、十分ではないと思う」人は25.1%、「ほとんど利用できていないと思う」人は6.4%です。

なお、「現在、サービスは利用していない(必要がない)」、「その他」、「わからない」、「無回答」を除いた対象者でみると、福祉サービスの利用者のうち「十分、利用できていると思う」人は約4割(40.8%)であることがわかります。

[ 福祉サービスの充足度/障がい者調査 ]

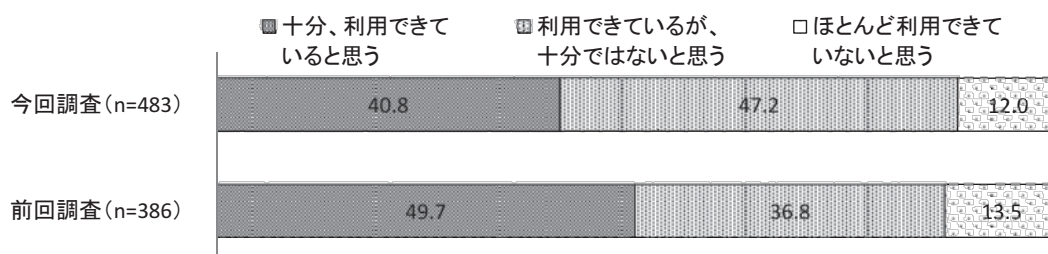
障がい者調査 n=910	現在、サービスは利用していない(必要がない)	十分、利用できていると思う	利用できているが、十分ではないと思う	ほとんど利用できていないと思う	その他	わからない	無回答
		27.4%	21.6%	25.1%	6.4%	1.5%	14.9%

<再集計>

	十分、利用できていると思う	利用できているが、十分ではないと思う	ほとんど利用できていないと思う
n=483	40.8%	47.2%	12.0%

前回調査と比較すると、「十分、利用できていると思う」人は49.7%から40.8%に減少し、「利用できているが、十分ではないと思う」人が36.8%から47.2%と増加しています。

[ 福祉サービスの充足度(前回調査との比較)/障がい者調査 ]



## ② 外出の際に困っていること

障がい者調査の結果では、外出の際には、約4割の人が「とくに困っていることはない」(40.7%)と回答していますが、困っていることとしては、「他人との会話が難しい」ことをあげる人が18.1%と最も多く、次いで「まわりの人が障がいに気づきにくく、手助けを求めることが難しい」(15.5%)、「歩道が狭く、道路に段差が多い」(13.7%)と続いています。

[ 外出の際に困っていること(上位5項目) / 障がい者調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位	
	他人との会話が難しい	まわりの人が障がいに気づきにくく、手助けを求めることが難しい	歩道が狭く、道路に段差が多い	建物などに階段が多く、利用しにくい	電車やバスなどの交通機関が利用しづらい(路線図がわからないなど)	とくに困っていることはない
障がい者調査 n=910	18.1%	15.5%	13.7%	10.1%	8.7%	40.7%

障がいの種類別に最も多くあげられている項目をみると、身体障がいでは「歩道が狭く、道路に段差が多い」、知的障がいでは「他人との会話が難しい」、精神障がいと難病では「まわりの人が障がいに気づきにくく、手助けを求めることが難しい」となっています。

[ 外出の際に困っていること(障がいの種類別・上位3項目) / 障がい者調査 ]

	1位	2位	3位
身体障がい n=294	歩道が狭く、道路に段差が多い	建物などに階段が多く、利用しにくい	障がい者が利用できるトイレが少ない(トイレを見つけることが難しい)
	28.6%	23.5%	16.7%
知的障がい n=161	他人との会話が難しい	身近に付き添ってくれる人(家族、ボランティア等)がいない	まわりの人が障がいに気づきにくく、手助けを求めることが難しい / 電車やバスなどの交通機関が利用しづらい
	39.1%	13.0%	それぞれ12.4%
精神障がい n=416	まわりの人が障がいに気づきにくく、手助けを求めることが難しい	他人との会話が難しい	電車やバスなどの交通機関が利用しづらい
	19.0%	18.8%	9.1%
難病 n=101	まわりの人が障がいに気づきにくく、手助けを求めることが難しい	建物などに階段が多く、利用しにくい	歩道が狭く、道路に段差が多い
	11.9%	9.9%	8.9%

### ③ 希望する暮らしをする際に心配なこと

障がい者調査の結果では、希望する暮らしをする際に心配なこととしては、「生活するための金銭的なこと」をあげる人が 58.2%と最も多く、次いで「健康に関すること」が 46.6%で続いています。

[ 希望する暮らしをする際に心配なこと（上位5項目）／障がい者調査 ]

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい者調査 n=910	生活するための金銭的なこと	健康に関すること	障がいの状態に関する こと	住む場所の こと	仕事に関する こと（就 職、復職）
	58.2%	46.6%	34.7%	30.1%	30.0%

障がいの種類別にみると、精神障がいでは「生活するための金銭的なこと」（68.0%）が、難病では「健康に関すること」（52.5%）をあげる人の割合が、それぞれ他の障がいに比べて高くなっています。

[ 希望する暮らしをする際に心配なこと（障がいの種類別・上位3項目）／障がい者調査 ]

	1位	2位	3位
身体障がい n=294	生活するための金銭的なこと	健康に関すること	障がいの状態に関する こと
	49.0%	45.6%	35.4%
知的障がい n=161	生活するための金銭的なこと	健康に関すること	家事のこと
	46.0%	39.8%	34.2%
精神障がい n=416	生活するための金銭的なこと	健康に関すること	仕事に関する こと（就 職、復職）
	68.0%	47.8%	40.4%
難病 n=101	健康に関すること	生活するための金銭的な こと	障がいの状態に関する こと
	52.5%	51.5%	28.7%
発達障がい n=147	生活するための金銭的な こと	健康に関すること／ 仕事に関する こと（就職、復職）	
	65.3%	それぞれ 40.1%	
高次脳機能障がい n=22	生活するための金銭的な こと	障がいの状態に関する こと	健康に関する こと／ 仕事に関する こと（就職、復職）
	63.6%	50.0%	それぞれ 45.5%

## (7)「相談支援」に関する主な調査結果

### ① 相談について困ること

障がい者調査の結果では、相談については、44.0%の人が「とくに困ることはない」と回答していますが、困ることとしては「相談しても満足いく回答が得られない」ことをあげる人が18.7%と最も多く、次いで「どこ（だれ）に相談していいのかわからない」が13.1%で続いています。

なお、「相談できる人がいない」と回答した人が約1割（9.7%）みられます。

[ 相談について困ること（上位5項目）／障がい者調査 ]

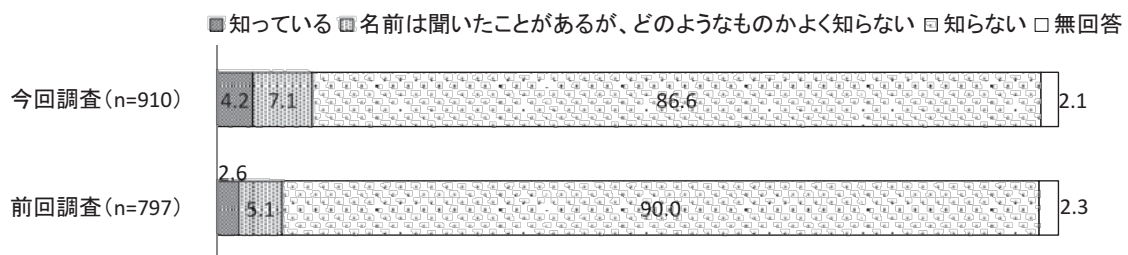
	1位	2位	3位	4位	5位	
	相談しても満足いく回答が得られない	どこ（だれ）に相談していいのかわからない	夜間や休日などに相談するところがない	相談できる人がいない	プライバシー保護に不安がある	とくに困ることはない
障がい者調査 n=910	18.7%	13.1%	11.5%	9.7%	9.6%	44.0%

### ② 「基幹相談支援センター」の認知状況

障がい者調査の結果では、基幹相談支援センターを「知っている」人は4.2%で、86.6%の人は「知らない」と回答しています。

前回調査と比較すると、基幹相談支援センターを「知っている」人の割合は2.6%から4.2%に微増し、「知らない」と回答した人の割合は90.0%から86.6%に減少しています。

[ 「基幹相談支援センター」の認知状況（前回調査との比較）／障がい者調査 ]



#### 基幹相談支援センターとは？

基幹相談支援センターは、「障害者の日常生活を総合的に支援する法律」に基づく相談機関で、平成28年（2016年）4月に開設しました。①総合的・専門的な相談支援、②地域移行・地域定着、③地域の相談支援体制の強化、④権利擁護・虐待防止等の業務を行っています。

## 第3章 障がい者施策の考え方

### 1 障がい者施策のビジョン

障がい者施策のビジョンは、「三鷹市障がい者（児）計画（計画期間：平成30年度(2018年度)～令和2年度（2020年度））」のビジョンを引き継ぎ、次の3つのビジョンを掲げます。

#### 3つのビジョン

- 1 だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち
- 2 だれもが地域社会の中で個性を生きつつ  
社会の構成員として自立して生活できるまち
- 3 だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく  
相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち

課題を解決してビジョンを実現

#### ビジョンを実現するための6つの重点課題

- 1 情報提供
- 2 就労の促進
- 3 地域移行
- 4 障がい児支援
- 5 地域での生活のしやすさ
- 6 相談支援

課題解決に向けた具体的な事業展開へ

## 2 障がい者施策のビジョン実現に向けた重点課題

ビジョンを実現するために、6つの重点課題を設定し、その課題に対する方策を実施します。

6つの重点課題の解決に向けては、主に障がい者地域自立支援協議会において、現状の取り組みや実績を確認しながら課題を抽出し、課題解決のための取り組みについて様々なご意見をいただきました。これらの課題解決のための取り組みは、本計画において、市民・事業者・関係機関等の参画と協働により、積極的な推進を図ることとします。

### 1 情報提供

～ 必要な情報を的確に届けます。～

→ p.42 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立」へ

### 2 就労の促進

～ 障がい者の就労を支援します。～

→ p.45 計画体系4「社会参加と交流の推進」へ

### 3 地域移行

～ 医療機関・施設等から地域生活への移行を促進します。～

→ p.49 計画体系5「地域における自立生活の支援」へ

### 4 障がい児支援

～ 障がい児への支援を充実します。～

→ p.49 計画体系5「地域における自立生活の支援」へ

### 5 地域での生活のしやすさ

～ 地域で安心して暮らしていけるようにします。～

→ p.42 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の支援に立った支援体制の確立」へ

→ p.45 計画体系4「社会参加と交流の推進」へ

→ p.49 計画体系5「地域における自立生活の支援」へ

→ p.54 計画体系6「自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保」へ

### 6 相談支援

～ 誰もが相談しやすい相談支援体制を整備します。～

→ p.42 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立」へ

→ p.57 計画体系7「推進体制の整備」へ



### 3 重点課題に関する取り組み実績

「三鷹市障がい者（児）計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））」において設定した6つの重点課題（「情報提供」「就労の促進」「地域移行」「障がい児支援」「地域での生活のしやすさ」「相談支援」）については、計画期間中、具体的に次のように取り組みました。

#### （1）「情報提供」に関する取り組み実績

☑ 「障がい者のためのしおり」のさらなる活用を進めました。

障害者手帳を交付する際には、一緒に「障がい者のためのしおり」をお渡しし、障がい種別や等級等に応じてきめ細やかな説明を行うとともに、三鷹市ホームページに掲載するなど、多くの方の目に触れるよう周知に努めました。

☑ 市民会議において、障がいに配慮した対応を行いました。

市民会議においては、知的障がいのある委員への資料にはルビを振る、事前に会議内容を説明する、聴覚障がいのある委員には手話通訳者を配置するなど、個別に対応しました。

☑ 市の全職員を対象に研修を実施しました。

市の全職員を対象とした「障がいを理由とする差別解消推進に関する研修」を実施し、障がい特性や窓口などでの対応方法など理解を深めました。また、職員向けに、「差別解消法職員ハンドブック」を配布しました。

**「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について**

障害者差別解消法第10条第1項において、地方公共団体の機関などは、同法第7条に定める「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に関し、当該機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとされています。

本市では「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を制定し、研修などを通じて職員に法の趣旨や理念、合理的配慮の具体例などの普及・啓発を図っています。

#### （2）「就労の促進」に関する取り組み実績

☑ 障がい者就労支援センターかけはしを拠点に、一般就労を進めました。

障がい者就労支援センターかけはしの令和元年度（2019年度）実績は、就職準備524件、職業相談4,274件、職場定着472件、生活支援2,154件です。

特別支援学校卒業生の受け入れの際には、学校と連携しながら3年間の移行計画を立てて支援することで、就職初期に発生した課題に対応できました。

また、就労移行・定着支援事業所連絡会を開催し、定着支援事業所などとの連携について

課題の把握や、支援のあり方の事例検討を行いました。

☑ **雇用側への働きかけを行いました。**

「障がい者の就労を考えるつどい」を開催し、障がい者を雇用している企業や働いている当事者が考える障がい者が働くために必要なことなどを、地域の中で話せる機会を設けました。

**「障がい者の就労を考えるつどい2019」の内容は？**

三鷹市・武蔵野市・ハローワーク三鷹の共催による「障がい者の就労を考えるつどい2019」を令和元年（2019年）10月30日に開催しました。テーマは、「今、問われる！職場でのコミュニケーション—質を高めて、コツをつかむ」です。基調講演やパネルディスカッションを行いました。

☑ **福祉的就労の充実に努めました。**

「障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）」において、障がい者施設のネットワークを構築し、「みたかまるっとマルシェ」（4月）、「星風マーケット」（10月、3月）、「市役所での自主製品販売会」（12月）などのイベントを行い、自主製品について広く市民に周知しました。

☑ **就労支援と生活支援の連携を強化しました。**

就労支援センターかけはしと障がい者相談支援センターぽっぷとの連携を図り、就労支援と生活支援の連携の強化に努めました。

また、就労移行・定着支援事業所連絡会において、就労定着支援のあり方などについて検討を重ねてきました。

☑ **市役所実習を実施しました。**

市役所における就労体験の場として、市役所実習を実施しました。

令和元年度（2019年度）の実績は、実施人数19名（知的13名、精神4名、身体2名）、実施回数24回です。受け入れ部署は、健康福祉部地域福祉課、高齢者支援課、子ども政策部児童青少年課の3課です。

**（3）「地域移行」に関する取り組み実績**

☑ **長期入院・入所者の実態把握や状態のアセスメントを実施しました。**

医療機関・福祉施設等との連携により、長期入院・入所者の実態把握や状態のアセスメントの実施に努めました。

令和元年度（2019年度）は、地域への移行及び定着のため、71名の訪問・相談等に対応しました。

☑ **退院・退所後の日中の居場所の確保に努めました。**

地域活動支援センターでは、オープンスペースの提供やレクリエーションの実施などにより、退院・退所後の日中の活動場所となるようにしました。

**(4)「障がい児支援」に関する取り組み実績**

☑ **「子育て世代包括支援センター会議」を設置しました。**

平成 29 年（2017 年）4 月に三鷹中央防災公園・元気創造プラザに開設した「子ども発達支援センター」については、全ての子どもと子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター機能」の中核施設として、早期からの包括的な子育て支援に取り組むとともに、発達支援も含めた地域の子育て力向上に向け、関係機関との連携を一層強化するための「子育て世代包括支援センター会議」を設置しました。

☑ **拠点校での巡回指導体制を確立しました。**

小学校の「校内通級教室」については、平成 31 年(2019 年)4 月から第五小学校を新たな拠点校として開設し、市内 5 拠点校での巡回指導体制を確立して指導体制の強化を図りました。児童に必要な指導と支援が進み、保護者、児童や教員の理解が深まったことにより、283 人の児童が校内通級教室で指導を受け、行動のコントロールや対人関係面での成果が見られました。さらに、通常の学級での児童の課題発見と、拠点校教員による的確な行動観察や諸検査をもとに、通級支援委員会（年間 11 回）において、適正に通級指導の開始及び終了を審議しました。

さらに、中学校の「校内通級教室」への移行に向けて、校内通級教室実施要領を改定するとともに、施設整備を行いました。

☑ **「育てにくさ」のある子どもとその保護者に対して、子育て支援を実施しました。**

障がいの有無に関わらず、「育てにくさ」のある子どもとその保護者に対し、総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「早期発達支援システム」の中で、より早期に療育の視点を活かした子育て支援を実施しました。

☑ **ペアレントメンター事業相談会、ペアレントメンター養成研修を実施しました。**

ペアレントメンター事業の推進により、障がいのある子どもや親が、地域で安心して暮らすことができる環境の醸成を図りました。

令和元年度（2019 年度）は、ペアレントメンターによる相談会を 20 回、ペアレントメンター養成研修を 1 回実施し、本事業のさらなる充実化に努めました。

☑ **保育士の専門性向上を目的とした連続研修講座を実施しました。**

巡回発達相談の実施回数を増やして相談体制の強化を図るとともに、保育士の専門性向上を目的とした連続研修講座を実施しました。

☑ **新たに「併用通園事業」を実施しました。**

平成 29 年度(2017 年度)より、出張型の療育支援である「保育所等訪問支援事業」を開始しました。また、市内保育施設での集団適応に課題のある子どもの社会性向上を目的とした「併用通園事業」を新たに実施しました。

☑ **放課後等デイサービスの質の向上に努めました。**

放課後等デイサービス事業者連絡会を開催し、放課後等デイサービスの質の向上に努めました。

☑ **「発達支援ネットワーク会議」を定期開催し、継続的な支援のあり方を検討しました。**

発達支援ネットワーク会議を定期的で開催し、各関係機関が集い、ライフステージに応じた継続的な支援のあり方を検討するとともに、課題や方向性についての共有を図りました。

☑ **医療的ケア児の支援体制について、関係機関の協議の場に参加しました。**

子ども政策部との連携により、医療的ケア児の支援体制の充実をめざし、関係機関が連携を図るための協議の場に参加し、支援体制の充実及び連携促進を進めました。

☑ **医療的ケア児の保育園での受け入れを実施しました。**

令和 2 年度（2020 年度）より、ケアプラス保育として、認可保育園において医療的ケア児の受け入れを本格実施しました。

## (5)「地域での生活のしやすさ」に関する取り組み実績

### ☑ ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備に努めました。

相談支援事業者連絡会において、障がい児支援に関する事例検討会を実施したり、障がい者地域自立支援協議会相談支援部会において、高齢者支援課や地域包括支援センターとの連携により事例検討会を実施したりすることで、子ども・成人・高齢者の制度のスムーズな移行・支援継続に対応する体制整備や相談支援事業者の育成に努めました。

### ☑ 障害福祉サービス等の利用に伴うアセスメント等を適切に進めました。

相談支援事業者等との連携により、障害福祉サービス等の利用に伴うアセスメント、プランニング、モニタリングを適切に行うことで、障がい者ケアマネジメント体制を確立しました。

#### ケアマネジメントとは？

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法です。

### ☑ 地域生活支援拠点の整備について、具体的な検討を進めました。

障がい者の施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題に対応するため、障がい福祉計画の策定における国の基本方針に基づき、地域生活支援拠点の整備について、障がい者地域自立支援協議会からの「三鷹らしい地域生活支援拠点の整備に向けた提言」を受けて、具体的な整備計画の検討を進めました。

### ☑ 高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図りました。

障がい者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るため、相談支援専門員や介護支援専門員との連携を密にとり、必要に応じて障害福祉サービスとの併給を認めるなど、個々の状況に応じた適切なサービス提供に努めました。

### ☑ 障がい者を地域で支える担い手の確保に努めました。

ヘルパー養成研修等の実施によって、障がい者を地域で支える担い手の確保に努めました。

また、居宅介護（移動支援）事業者連絡会の開催を通じて、事業者間の連携の促進を図りました。

## (6)「相談支援」に関する取り組み実績

### ☑ 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実に努めました。

平成28年(2016年)4月に開設した基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の拠点として、市内相談機関等のつなぎ役となることを念頭に運営を進めました。

令和元年度(2019年度)には、①総合的な相談業務、②専門相談として相談会(発達障がい5回・高次脳機能障がい5回)や、事業所連絡会(発達障がい1回・高次脳機能障がい1回)、③相談支援体制の強化のための連絡会(5回)を実施しました。

また、随時、地域移行・地域定着の促進への取り組み、権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを推進しました。

### ☑ アクセスしやすい相談窓口の充実に進めました。

相談支援事業者等との連携により、各種相談窓口の充実に図りました。また、相談窓口を利用しやすくなるよう、「障がい者のためのしおり」に市内の相談支援機関のマップを掲載しました。

### ☑ 相談体制を充実しました。

市役所福祉相談窓口において、来庁された方がどの窓口に行けばよいか案内・支援を行っています。また、毎週金曜日には、市役所に手話通訳者を配置しました。

子ども家庭支援ネットワーク会議、子ども発達支援ネットワーク会議、放課後等デイサービス事業者連絡会、高齢者総合調整会議、権利擁護実務者会などを通じて、横断的な連携を進め、相談体制の強化とネットワーク化に取り組みました。

## 第4章 計画の体系及び主な事業の内容

### 《 計画の体系 》

大項目	小項目	事業名	
1 計画の改定等 と推進	(1) 計画の改定等と推進	① 「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進	
		② 第二期障がい者（児）計画（障がい者計画・障がい福祉計画（第6期））・障がい児福祉計画（第2期）」の推進と次期計画の策定	
2 障がい者を支 える環境づく り	(1) 障がい者の権利保障	① 障がい者差別解消の取り組み	
		② 障がい者虐待防止の取り組み	
		③ 権利擁護センターみたかの運営の充実	
	(2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	
		② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進	
		③ 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成	
		④ 避難所運営体制の強化	
	(3) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進	
		② 心のバリアフリーの推進	
		③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上	
		④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を踏まえた情報提供のあり方の検討	
		⑤ 広報・啓発活動の充実	
3 相談機能の充 実と障がい者 の視点に立っ た支援体制の 確立	(1) わかりやすい情報提供	① わかりやすい情報提供の充実	
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備	
		③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる充実と活用	
	(2) 相談機能の充実	① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実	
		② 障がい者ケアマネジメント体制の推進	
		③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実	
	(3) 福祉サービス利用者等への支援	① 福祉サービス利用援助事業の推進	
		② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進	
		③ 福祉サービス未利用者への対応強化	
	4 社会参加と交 流の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進	① 障がい者のスポーツ機会の充実
			② 社会参加の条件整備
			③ 利用しやすい移動手段の確保
			④ コミュニケーション支援の充実
			⑤ 文化芸術活動の推進
		(2) 障がい者の就労の推進	① 障がい者の一般就労の推進
			② 雇用側への積極的な働きかけ
			③ 福祉的就労の充実
			④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
⑤ 市における就労体験の機会充実			
(3) 交流の推進		① 支え合う意識づくり	
		② 福祉教育の推進	
		③ 図書館利用における障がい者への支援	

計画策定の概要  
第1章

障がい者・障がい児を  
取り巻く状況  
第2章

障がい者施策の考え方  
第3章

計画の体系及び  
主な事業の内容  
第4章

国の基本指針に基づ  
く  
成果目標  
第5章

サービス必要量の見込み及  
び必要量確保のための方策  
第6章

計画の進捗状況の  
分析・評価  
第7章

資料

大項目	小項目	事業名
5 地域における 自立生活の支 援	(1) 障害者総合支援法の適切な運営	① 自立支援給付事業の適切な実施と地域生活支援事業の推進
		② 障がい者等に関する調査の実施
	(2) 障がい者の自立生活支援	① 北野ハビネスセンターの効果的な運営
		② 地域生活支援拠点の機能の充実
		③ 家族支援の充実
		④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
		⑤ 障がい者の自立生活支援に向けた地域移行の推進
		⑥ 地域定着支援の充実
		⑦ 障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
(3) 障がい児の生活支援	⑧ 精神障がい者施策の充実	
	⑨ 高齢障がい者への支援	
	① 発達障がい児等の支援体制の充実	
	② 「育てにくさ」への支援	
	③ 子ども発達支援センターの機能の充実	
	④ 障がい児等の療育支援の充実	
	⑤ 障がい児福祉サービス等の充実	
	⑥ 重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実	
	⑦ 医療的ケア児への支援体制の充実	
⑧ 障がい児・医療的ケア児の保育環境の整備		
⑨ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上		
6 自立支援のため の基盤整備 とサービスの 質の確保	(1) 施設整備の推進	① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
		② 障がい者福祉施設の整備
	(2) 障がい者福祉施設の充実	① 障がい者グループホームの設置の支援
		② 民間障がい者施設への支援
	(3) サービスの質と人材の確保	① 障がい者を地域で支える担い手の確保
		② 第三者評価事業の推進と支援
		③ 社会福祉法人に対する指導監査の充実
		④ 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実
		⑤ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築
⑥ 感染症に対する備え		
7 推進体制の整 備	(1) 計画の推進体制	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
		② 関連個別計画との連携・整合
	(2) 関係機関等との連携	① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
		② 福祉総合案内の充実
		③ 関係団体等との連携による施策の充実



## 《 主な事業の内容 》

### 1 計画の改定等と推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の実現をめざし、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

計画の策定に当たっては、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取り組みの成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。

また、計画の推進のためには、行政や市民、各種団体等それぞれが役割を担い、多様なネットワークを構築・発展させながら施策を実施していくための連携を図っていきます。

#### (1) 計画の改定等と推進

##### 1-(1)-①「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」の推進

「健康福祉総合計画 2022 第2次改定」に基づき、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。

(「地域福祉計画 1 - (2) - ①」参照)

##### 1-(1)-②「第二期障がい者(児)計画(障がい者計画)・(障がい福祉計画(第6期))・(障がい児福祉計画(第2期))」の推進と次期計画の策定

「障がい者等の生活と福祉実態調査」の結果や障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえ、策定した「第二期障がい者(児)計画」の計画的な推進を図ります。計画の推進に当たっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めるとともに、計画の進捗状況の分析・評価と必要な見直しを適切に行います。

## 2 障がい者を支える環境づくり

障がい者が当たり前で社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がい者を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除き、バリアフリーのまちづくりを推進します。

地域におけるボランティア活動等地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めるとともに、災害時の避難や安否確認等、地域ぐるみの防災対策や支援体制づくりを推進します。また、東京2020パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」への登録（令和2年10月30日三鷹市登録）を踏まえた取り組みを進めます。

### （1）障がい者の権利保障

#### 2-(1)-① 障がい者差別解消の取り組み

平成28年(2016年)4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を進めます。

また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会などを通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

#### 2-(1)-② 障がい者虐待防止の取り組み

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の啓発に努めるとともに、障がい者に対する虐待を発見した場合等における関係機関とのさらなる連携の強化・緊密化により、速やかな問題の解決に取り組みます。

#### 2-(1)-③ 権利擁護センターみたかの運営の充実

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の理由などによって物事を判断する能力が十分でない市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

また、成年後見制度利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進計画をふまえて、市における基本計画の策定等について検討します。

（「地域福祉計画4－（2）－①」参照）

## (2)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

### 2-(2)-① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取り組みのひとつとして、コミュニティ住区を基本エリアとする7つの地域ケアネットワーク（以下、「ケアネット」という。）が、多世代、多職種、多様な支え手によって各地域の特性や課題に応じて取り組む、居場所づくりや地域・多世代交流、見守り・支えあいや地域への情報発信など多様な活動の充実・発展にむけた支援を継続します。また、今後の事業展開に当たって、関係機関や専門機関、関係団体や地域福祉人財との一層の連携を進めるとともに、新たな担い手が地域の活動に関わりやすくなる仕組みづくりや、各ケアネットによる地域の状況に応じたより柔軟で自主的な運営などについて支援し、ネットワークの深化と拡充を図ります。

さらに、今後の運営体制等についても関係機関や関係団体等と連携しつつ検討していきます。

（「地域福祉計画2－（2）－①」参照）

#### 地域ケアネットワークとは？

高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう住民参加の新たな支え合いのしくみであり、諸団体・関係機関やボランティアと行政とのネットワークを形成しています。市内7つのコミュニティ住区（井の頭、新川中原、西部、東部、連雀、三鷹駅周辺、大沢）で展開しています。

### 2-(2)-② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、協定締結した三鷹警察署や三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、三鷹市社会福祉協議会、自主防災組織、町会・自治会・マンション管理組合に提供し、関連部署と連携しながら災害時避難支援体制の整備を図ります。あわせて、名簿提供に関する協定締結団体の拡充を図ります。

（「地域福祉計画2－（2）－②」参照）

### 2-(2)-③ 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成

災害時に電力の供給停止が生命の危機に直結する、また、移動等の避難行動が困難であるなどの特性がある在宅人工呼吸器の使用者の災害時個別支援計画を、多摩・府中保健所と連携して作成します。具体的には、平常時に日々ケアをして信頼関係が構築されている訪問看護ステーションに、緊急時に安否確認をする機関として災害時個別支援計画の作成を依頼することで、災害時の地域での支援体制を強化します。

## 2-(2)-④ 避難所運営体制の強化

災害発生後、速やかに避難所の開設と円滑な運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催するとともに、避難所開設・運営訓練の実施と検証により、避難所運営マニュアルの見直しを行います。

要介護度や障がいの程度などから避難所での生活が困難な方については、三鷹市地域防災計画に基づき、福祉避難所に指定している福祉拠点への入所を要請することとしています。引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、一般の避難所での避難生活が困難な介護等を要する障がい者が、要配慮者を受け入れる福祉避難所に事前登録することで直接避難できるように、民間福祉施設との災害時応援協定の締結を進めていきます。また、各施設の特性を踏まえて、福祉避難所のあり方を検討し、運営マニュアルを整備していきます。

### (3) バリアフリーのまちづくり

#### 2-(3)-① バリアフリーのまちづくりの推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」に基づき、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりの実現に向けて、道路や公共施設などハード面での整備を進めるとともに、情報のバリアフリー化なども含めた、社会参加、教育、人々の意識など、あらゆる分野でのバリアフリー化を推進します。

また、重点整備地区のみならず、市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組みとして、外出しやすい環境づくりを推進します。

(第4次三鷹市基本計画(第2次改定)「第3部-第3-1 住環境の改善」参照)

#### 2-(3)-② 心のバリアフリーの推進

障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、障がいのある方と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

心のバリアフリーを推進するには、障がい者と積極的に交流し、理解しあうことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。みたかスポーツフェスティバルには多くのボランティアが参加しています。これからもボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

(「地域福祉計画3-(2)」参照)

### 2-(3)-③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上

JIS規格の改正を踏まえて策定した「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、誰もが必要な情報を支障なく利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また、利用者ニーズの変化や新たな技術開発等を注視しつつ、より一層誰もが使いやすいデザインの採用、直感的な操作や新たなデバイスへの対応などを検討します。

#### ウェブアクセシビリティとは？

高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることです。

### 2-(3)-④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を踏まえた情報提供のあり方の検討

広報紙やホームページ等の既存の広報媒体に加え、ソーシャルメディアを活用したメディアミックスの手法を用いて、それぞれの特性を活かした最適な市政情報の発信に努めるとともに、多様なデバイスから閲覧しやすい情報提供のあり方を検討します。

#### ソーシャルメディアとは？

インターネット上における情報メディアサービスであり、利用者による情報発信や相互にコミュニケーションを行う情報の伝達手段をいいます。代表的なサービスとしては、TwitterやFacebook、YouTube等があります。

### 2-(3)-⑤ 広報・啓発活動の充実

障がいなどにより援助を必要とする人が携帯し、緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひするための「ヘルプカード」の適切な配布を行います。広報みたかや公共交通機関の広告、小中学校との連携などにより、市民へのさらなる周知・普及に努め、地域の理解を促進するとともに、「ヘルプマーク」のさらなる周知・普及を図るため、活用方法についても検討します。

また、障がいの特性やサポート方法などをまとめた市民向けリーフレットなどを活用して、外見からはわかりにくい障がい（聴覚障がい、内部障がいなど）について周知を図るとともに、市民後見人など関係者への啓発を積極的に行います。

### 2-(3)-⑥ 地域住民の理解促進

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業などで地域住民がかかわるきっかけづくりを進め、障がい者への理解を促進するための活動を積極的に行います。

また、地域ケアネットワークなどを活用し、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めていきます。

### 3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

地域での生活を支える医療や福祉サービスを、必要な時に誰もが利用できるまちづくりをめざします。そのため、障がい特性やライフステージ（年齢にともなって変化する生活段階）に対応したわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、身近な相談窓口の充実を図ります。

平成28年度(2016年度)に設置した基幹相談支援センター、市役所の相談窓口と各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の機関を中心に、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネージャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークを確立し、市民の身近で相談・支援できる体制の整備を推進します。

また、成年後見制度の利用の促進、普及を図ることにより、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

#### (1) わかりやすい情報提供

##### 3-(1)-① わかりやすい情報提供の充実

障がい者やその家族からの多様な情報の提供に対する要望は強く、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、音声コードや絵や図を使った説明など、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進するとともに、必要に応じて紙媒体も活用するなど、利用者の声や意見も踏まえ、多様なツールを用いて福祉サービス等の情報がわかりやすく確実に届くように努めます。

さらに、市職員が、研修やハンドブックなどで障がい特性や窓口での対応方法などを学ぶことにより、障がい特性に応じたわかりやすい情報提供ができるように努めます。

### 3-(1)-② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備

ライフステージに対応した福祉サービス等の情報を、障がい当事者や家族の立場に合わせて、わかりやすく提供できるよう努めます。特に、ステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、相談支援事業者連絡会や障がい者地域自立支援協議会相談支援部会において、子ども・成人・高齢者それぞれの事業者の連携を図り、制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成します。

また、子ども・成人・高齢者それぞれのステージの移行を見据えた情報提供等の支援を行うとともに、支援内容を適切に引き継ぎ、制度や支援者が替わっても支援が途切れないような体制を整備します。具体的には、障がいの特性や支援内容などの記録を蓄積していき、切れ目のない支援体制の確立に努めます。

生活介護事業所や就労継続支援事業所での活動終了後の過ごし方については、検討を続けます。

### 3-(1)-③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる充実と活用

毎年発行する「障がい者のためのしおり」については、障がい当事者の意見も踏まえつつ内容の充実を図るとともに、障害者手帳の交付時等にしおりを配布する際には、障がい種別や等級等に応じて利用できるサービス等について、きめ細やかな説明を行います。

また、当事者・支援者が立ち寄る機会が多い医療機関の待合室や、多くの人の目に触れる場所へ設置し、配布機会を拡大します。

さらに、三鷹市ホームページに掲載している「障がい者のためのしおり」を電子書籍化し、利便性を向上します。

## (2) 相談機能の充実

### 3-(2)-① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うとともに、高次脳機能障がい者の専門相談、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上、地域移行のコーディネート等多様な業務、地域の実情に応じた体制を整備することを目的として、平成28年(2016年)4月に開設した基幹相談支援センターの円滑な運営を進めます。

具体的には、相談支援事業者連絡会などを通じて、市内相談機関の連携を強化し、地域の相談支援の拠点としての機能を充実させます。

また、相談支援事業者連絡会や障がい者地域自立支援協議会相談支援部会で地域課題を探る等、相談支援専門員の育成や資質の向上に努めます。

### 3-(2)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント体制の整備を検討します。

### 3-(2)-③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

障がい者相談支援センターぽっぷや、地域活動支援センターまちかど、障がい者自立支援センターゆー・あいなどの、まず「受け止める」窓口を周知し、誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口を充実させます。

## (3) 福祉サービス利用者等への支援

### 3-(3)-① 福祉サービス利用援助事業の推進

知的障がい者、精神障がい者等に対し、基幹相談支援センターを中心に、成年後見制度の利用支援や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を推進し、より利用しやすい方策等についても検討していきます。

### 3-(3)-② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進

サービス等利用計画の作成支援を通じ、障害福祉サービスを必要としている方に適切な支援が行き渡るよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）により、的確なニーズ把握に努めます。

### 3-(3)-③ 福祉サービス未利用者への対応強化

地域生活支援拠点の機能の充実等により、既存のサービス利用者への支援にとどまらず、サービス未利用者についても情報把握を行い、必要に応じて福祉サービスの利用を進めるなど、対応を強化します。



## 4 社会参加と交流の推進

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、就労をはじめ、外出の支援、交流等により社会参加の支援・促進に努めます。

特に就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者と地域住民との相互理解を深めるため、障がい者施設の開放を含め地域交流・世代間交流を充実し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

### (1) 障がい者の社会参加の促進

#### 4-(1)-① 障がい者のスポーツ機会の充実

障がい者がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野と連携した取り組みを進めるほか、障がい者スポーツに係る情報発信を強化するとともに、障がい者スポーツ教室の充実など、スポーツを通じた仲間づくりや交流の場の創出を図ります。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、パラリンピアンと市民との交流や障がい者スポーツの魅力発信、競技体験等を通じて、障がい者理解の促進を図るとともに、障がい者スポーツのファンやサポーター、障がい者スポーツを支援できる人財を増やし、障がい者スポーツの浸透を図ります。

#### 4-(1)-② 社会参加の条件整備

障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣や文化スポーツ活動への参加を推進し、バリアフリーのまちづくりをはじめとした参加の条件整備を図ります。

#### 4-(1)-③ 利用しやすい移動手段の確保

障がい者の外出機会の創出を図るため、市内の交通不便地域において、障がい者にも乗りやすい低床車両のコミュニティバスを運行しています。また、引き続き、市内で運営されている福祉有償運送事業者（NPO 法人みたかハンディキャブ）への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がい者に対して福祉タクシー券（助成券）を配布し、移動手段の確保に取り組みます。

#### 4-(1)-④ コミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図るとともに、手話通訳者の養成に努めるなど、障がい者の社会参加の機会を創出します。

また、障がいのある方の多様なコミュニケーション支援の充実について、条例等の制定も視野に入れつつ、検討していきます。

#### 4-(1)-⑤ 文化芸術活動の推進

障がい者作品展の開催や、図書館サービスの充実等を通じ、自己実現を図れるよう活動のための環境づくりを推進していきます。

### (2) 障がい者の就労の推進

#### 4-(2)-① 障がい者の一般就労の推進

障がい者就労支援センターかけはしを、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、一般就労をめざす障がい者に対し、就労に至るプロセスを見える化し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに、障がいの種別に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため、障がい者就労支援センターかけはしと特別支援学校等との連携強化の取り組みや、障がい者就労支援センターかけはしによる支援者向けの講座などを通じて就労支援のサポーターを増やす取り組みを検討します。

また、週 20 時間未満の短時間雇用の取り組みを進めることで、これまでは一般就労が難しいとされていた人にもアプローチし、就労につながるよう支援します。

#### 4-(2)-② 雇用側への積極的な働きかけ

雇用者向けのパンフレットを作成するなどして、企業へのアピールや情報発信を進めます。その際には、様々な雇用事例や補助制度等についての情報を、障がい者就労支援センターかけはしなどを通じて雇用側に積極的に伝えていくことで、雇用側の不安を払しょくするよう努めます。

商工会等と連携し、雇用経験のある企業が、仕事や雇用の仕方などの経験を地域の中で話せる機会や、雇用側と働く側の経験交流ができる機会を設けて、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。

#### 4-(2)-③ 福祉的就労の充実

障がい者の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、引き続き、障がい者施設等自主製品開発販売ネットワーク事業(ぴゅあネット事業)を推進するとともに、障がい者施設のネットワークを強化するための事務局機能のあり方について検討し、障がい者の工賃及び勤労意欲の向上を図ります。

#### 4-(2)-④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携

就労後の職場定着を支援するため、障がい者就労支援センター「かけはし」を中心に、障がい者、家族、企業への助言など就労後の支援をきめ細かく行うとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいに合わせた就労支援と生活支援の連携強化を図ります。

また、就労移行・就労定着事業者連絡会を通じて就労支援事業所と連携し、定着支援のあり方などを検討することで、支援の充実を図ります。

#### 4-(2)-⑤ 市における就労体験の機会充実

福祉的就労から移行して一般就労をめざす障がい者を対象に、市役所における就労体験の場を提供し、就労支援の充実を図るとともに、引き続き障がい者の雇用促進に向けた取り組みの推進に努めていきます。

今後は、市役所実習の受け入れ部署や実習内容を増やし、就労体験の機会を充実させます。

### (3) 交流の推進

#### 4-(3)-① 支え合う意識づくり

住み慣れた地域で安心して健康で暮らしていくうえで、地域の人々がお互いに助け合うことが欠かせません。そのためには、お互いを支え合うことが大事だという意識が地域の人々の間に広く、深く浸透している必要があります。その意識づくりに向けた仕組みを検討します。

#### 4-(3)-② 福祉教育の推進

障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がい者の地域での自立した生活と社会参加の促進が図られるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し福祉教育を推進します。

##### ノーマライゼーションとは？

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルであるという考えです。

##### インクルーシブ教育とは？

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに学ぶこと。インクルーシブには「包括的な」「包み込む」という意味があります。

#### 4-(3)-③ 図書館利用における障がい者への支援

録音・点字図書の作成・貸出や対面朗読サービスといった障がい者向けの図書サービスを充実させるとともに、ボランティアの協力も得ながら支援を推進します。

## 5 地域における自立生活の支援

障がい者が、障害福祉サービスをはじめ保健・医療サービス等様々なサービスを利用しながら自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画によって、個々の障がいに合わせた支援の内容やあり方、方法を検討し効果的なサービス提供を進めます。

また、障がいの種別や程度に関わらず地域において自分らしく暮らすことができるよう、多様な日中活動の場や、居住の場の確保を推進するとともに、障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図ります。

### （1）障害者総合支援法の適切な運営

#### 5-(1)-① 自立支援給付事業の適切な実施と地域生活支援事業の推進

障害者総合支援法に基づく全国共通のサービスとして、自立支援給付事業を適切に実施します。

また、地域の特性や利用者の状況に応じて、市で実施する地域生活支援事業を推進します。

#### 5-(1)-② 障がい者等に関する調査の実施

障がい者等へのきめ細かなサービス提供に資するため、引き続き障害者手帳の保持者のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者や、精神科病棟等の長期入院者、障がい者施設入所者等を対象とした実態調査に取り組みます。

### （2）障がい者の自立生活支援

#### 5-(2)-① 北野ハピネスセンターの効果的な運営

平成30年(2018年)4月より、さらなる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、施設の管理運営を指定管理者に移行し、生活介護事業の充実のための新たなサービス（給食・入浴サービス等）の提供を行っています。

今後は障害福祉サービスのニーズ等を踏まえ、より効果的なサービス提供が可能となるよう施設の有効活用を進めます。

### 5-(2)-② 地域生活支援拠点の機能の充実

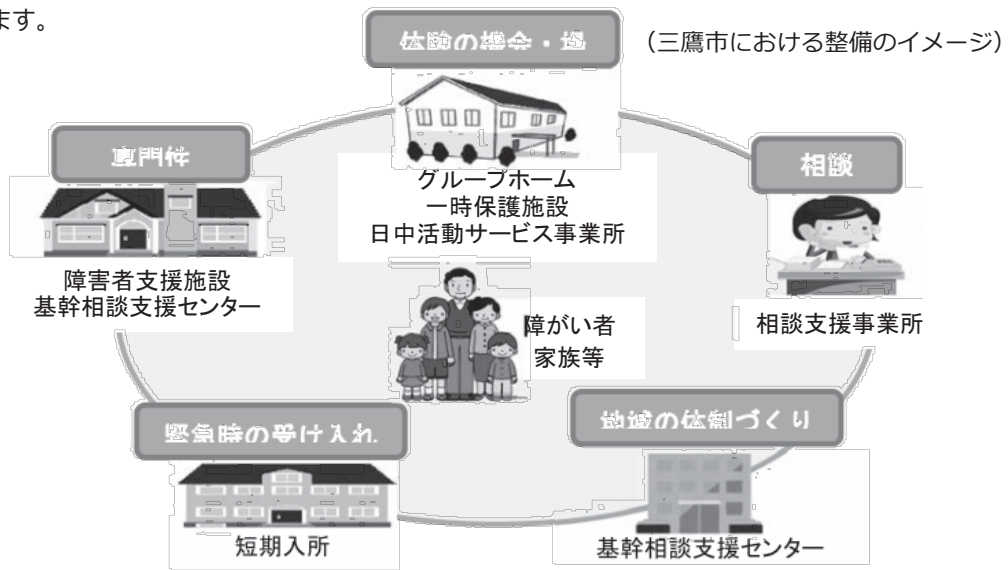
障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能の整備による、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として令和3年(2021年)3月に整備した「地域生活支援拠点」の機能の充実を図ります。

機能の充実化に向け、相談機能の充実、居住体験の機会や場の提供、緊急時に受け入れ可能な短期入所の確保やコーディネート機能の充実など具体的な施策の実施により、障がい者が地域で自分らしく生活するために必要な支援を、地域の支援機関等が連携して提供します。その上で、障がい者地域自立支援協議会の提言に基づき「相談機能の充実」等を優先的に進めることとし、段階的な整備と充実を図ることとします。

なお、地域生活支援拠点における施策の実施においては、障がい者地域自立支援協議会との連携により、地域のニーズや実情を踏まえ、取り組みを推進します。

#### 地域生活支援拠点とは？

緊急時に迅速に相談支援を行い、短期入所等を活用できるようにすることや、体験の機会を提供することで地域生活に移行しやすくすることなどを目的に、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能を備える場所や体制のことです。三鷹市では、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制により、段階的な整備と充実を図ります。



### 5-(2)-③ 家族支援の充実

障がい者施設・団体等との連携により介助者からの相談対応体制の充実を図るとともに、家族や施設・団体職員等を対象とする研修、公開講座等の充実、情報提供、情報交換等活動支援を引き続き行っていきます。

また、家族介護者の介護負担軽減のため、レスパイト目的のショートステイ・一時保護の拡充を図るとともに、在宅の重症心身障がい児等へのレスパイト事業を進めます。

#### レスパイトとは？

「休息」「息抜き」「小休止」という意味。在宅で介護を受けている障がいのある人が福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるようにする支援です。

#### 5-(2)-④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の福祉と生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を促進するとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施等により、支援体制の充実を図ります。

#### 5-(2)-⑤ 障がい者の自立生活支援に向けた地域移行の推進

医療機関・福祉施設等との連携により、長期入院・入所者への地域移行の意向調査を定期的に実施し、情報や課題を共有・検討することで、退院可能な精神障がい者や地域生活が可能な入所中の知的障がい者等の把握に努めるとともに、本人の意向等を尊重しながら、安心して退院・退所できる体制づくりなどの取り組みを通じ、長期入院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。

具体的には、短期入所や就労体験など、地域での生活を体験できる機会を作ります。さらに、障がい者入居支援・居住継続支援事業を活用して居住場所の確保を図るなど、関係機関と連携しながら地域移行に必要な手続き等を支援し、安心して退院・退所できる体制づくりを進めます。

また、入院当初より医療機関と連携することで、長期入院に至らないよう支援を丁寧に進めます。

#### 5-(2)-⑥ 地域定着支援の充実

退院・退所後は、地域定着支援や自立生活援助、居宅介護などの障害福祉サービスや、関係機関につなげることで、地域での生活を支えます。

また、地域活動支援センターの機能向上などにより、日中の活動場所の確保を図ります。

#### 5-(2)-⑦ 障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

障がい者が民間賃貸住宅に入居しやすい環境を整えるとともに、いつまでも自立して住み続けることが可能となるような支援体制を推進します。

(「地域福祉計画3-(4)-①」参照)

#### 5-(2)-⑧ 精神障がい者施策の充実

精神障がい者が地域で生活できるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、様々な分野の関係機関と連携しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

また、地域生活に困難が生じている精神障がい者等や、障がい等が背景に考えられる引きこもりの方に対して、精神保健福祉士や看護師による定期的な家庭訪問や通院同行を実施します。医療的専門性を持った立場から支援を行うことで、在宅生活の安定を図ります。

### 5-(2)-⑨ 高齢障がい者への支援

障がい者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障害福祉サービスが提供できるようサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、介護保険又は障がい福祉のサービスを同一の事業所で受ける「共生型サービス」について普及・啓発を行うとともに、共生型サービスを実施する際の設備改修等にかかる国・東京都の補助制度の情報提供等を行います。

## (3) 障がい児の生活支援

### 5-(3)-① 発達障がい児等の支援体制の充実

発達に課題のある子どもとその保護者に対し、子育て支援体制の充実を図りペアレントメンター事業等の家族支援を進めるなど、保護者に寄り添った支援を行うとともに、地域における理解の促進を図ります。

### 5-(3)-② 「育てにくさ」への支援

発達の偏りやこだわり、障がいの有無等に関わらず、「育てにくさ」のある子どもとその保護者に対し、総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「早期発達支援システム」の中で、より早期に、療育の視点を生かした子育て支援を実施します。

子どもの特性に対応した具体的な育児の仕方や知識の提供、また、親子関係や親子をとりまく環境の調整を図り、保護者の心理的フォローも充実させ、子どもの育ちにつながる子育てに、親が安心し、自信を持って取り組めるように支援します。

(「子ども・子育て支援計画2-(2)-⑮」参照)

### 5-(3)-③ 子ども発達支援センター機能の充実

保健、医療、福祉、教育の連携により、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に係るワンストップサービスの構築に取り組むとともに関係機関とのネットワークを構築し、包括的に子どもの発達を支援します。

(「子ども・子育て支援計画2-(2)-⑯」参照)

### 5-(3)-④ 障がい児等の療育支援の充実

専門機関である子ども発達支援センターを中核とし、家庭及び地域も含めた障がい児等の療育支援に取り組んでいきます。

(「子ども・子育て支援計画2-(2)-⑰」参照)



### 5-(3)-⑤ 障がい児福祉サービス等の充実

障がい児の各ライフステージで必要となる児童福祉法に基づく障害福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の支給決定を行います。特別支援学校卒業後の就労に向けた支援を行います。

また、移動支援・緊急一時保護等のサービスや心身障がい者福祉手当、医療費助成等の支給により負担の軽減を行います。

### 5-(3)-⑥ 重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実

医療的ケアの必要な障がい児を対象とする事業所と協力することにより、重症心身障がい児とその保護者の支援を充実させます。

### 5-(3)-⑦ 医療的ケア児への支援体制の充実

医療的ケア児が日常生活を送るうえで必要な支援を充実させるため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係機関の連携につながる協議会の場において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を進めます。

また、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する総合的な切れ目のない支援体制を構築します。

### 5-(3)-⑧ 障がい児、医療的ケア児の保育環境の整備

認可保育園において、子ども発達支援センターと連携を図りながら障がい児保育の充実に取り組みます。

また、年々高まっている医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、児童の特性に応じた受け入れ体制等を検討し、保育園での受け入れを実施します。

（「子ども・子育て支援計画3－（2）－⑦」参照）

### 5-(3)-⑨ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上

認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業等において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、また、専門研修などの実施により障がい児等の保育の質の向上に取り組んでいきます。

（「子ども・子育て支援計画2－（2）－⑨」参照）

## 6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、グループホームの設置を支援するとともに、障がい者が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。

また、安心してサービスを選択し、利用することができるよう、サービス提供事業者の第三者評価事業の推進やサービスの担い手の育成により、サービスの質の確保・向上に努めます。

### (1) 施設整備の推進

#### 6-(1)-① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備されたことに伴い、同施設内の他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

(「地域福祉計画4-(1)-①」参照)

#### 6-(1)-② 障がい者福祉施設の整備

調布基地跡地の土地利用計画において、三鷹市、府中市、調布市の三市共同で設置することとしている三鷹市担当分の障がい者福祉施設として、重症心身障がい者(児)を対象とした施設を整備します。整備に当たっては、今後の障がい福祉施策の動向とニーズ等を把握し、建設・運営コストを抑制しつつ効果的な施設運営を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による財政上の負担や新たな感染症対策などを踏まえ、施設内容、事業手法及びスケジュールについて三市での検討・協議を進めます。

### (2) 障がい者福祉施設の充実

#### 6-(2)-① 障がい者グループホームの設置の支援

障がい者グループホームへの家賃及び施設借上費の補助を継続的に実施し、障がい者の地域社会の受け皿となるグループホームの利用定員の拡充を図ります。

#### 6-(2)-② 民間障がい者施設への支援

特別支援学校等を卒業し、地域での受け入れが求められる障がい者が利用可能な施設を確保するため、入所・通所あるいは住まいの場となる民間障がい者施設建設計画への支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の日中活動の場、居住の場の確保に向けて、施設整備の支援を推進します。

### (3) サービスの質と人財の確保

#### 6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

引き続きヘルパー養成研修等の実施や、地域ボランティアの養成に努め、地域の福祉についての啓発など、障がい者を地域で支える担い手の確保に努めます。

また、処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパー不足の要因を分析し、解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

#### 6-(3)-② 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関における評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

(「地域福祉計画4-(3)-①」参照)

#### 6-(3)-③ 社会福祉法人に対する指導監査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導監査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

(「地域福祉計画4-(3)-②」参照)

#### 6-(3)-④ 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を適切に実施し、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付費に係る費用等の支給の適正化を図ります。

#### 6-(3)-⑤ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

事業者連絡会の拡充により事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築していきます。事業者連絡会で明らかとなった課題に応じた研修を実施し、事業者のスキルアップを図ります。

### 6-(3)-⑥ 感染症に対する備え

感染症に対する備えとして、障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止策、感染症発生時に備えた平時からの事前準備の周知・啓発等を行うとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修等を実施します。

また、感染症発生等の緊急時に、障害福祉サービス等の提供に支障が出ないように、障害福祉サービス事業者等に対し、感染症対策に必要な物資の供給など市独自の支援を検討・実施するほか、国・東京都と連携した支援にも引き続き取り組みます。

## 7 推進体制の整備

本計画を効果的、総合的に進めていくため、当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、障がい者地域自立支援協議会を中心にして保健・医療・福祉・教育分野をはじめ、権利擁護、産業・就労、交通、住宅等関係団体等との連携の強化を図ります。

### (1) 計画の推進体制

#### 7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による、障がい者地域自立支援協議会では、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や、先進事例等の調査研究を行うなど、さらなる運営推進を図ります。

#### 7-(1)-② 関連個別計画との連携・整合

地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画など、ライフステージに応じた個別計画との連携・整合を図るとともに、教育、スポーツ分野などの関連計画との連携、協働に取り組みます。

### (2) 関係機関等との連携

#### 7-(2)-① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化

障がい分野だけでなく、保健、医療、介護、保育、教育など様々な分野の関係機関の連携・協力（横の連携）を強化し、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）の提供に努めます。これら関係機関ネットワークの構築については、障がい者地域自立支援協議会を活用し、様々な視点から施策の検討を行います。

#### 7-(2)-② 福祉総合案内の充実

手話通訳者等の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、障がい分野などの福祉・保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

（「地域福祉計画4－（2）－②」参照）

### 7-(2)-③ 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や、民生・児童委員をはじめ、NPO 法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。

(「地域福祉計画 5 - (2) - ①」参照)

## 第5章 国の基本指針に基づく成果目標

本市では、国の基本指針を踏まえ、以下の成果目標を設定します。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度（2019年度）末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 目標1 地域移行者数



#### <国の基本指針>

当該目標の設定に当たっては、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

#### 目標2 施設入所者数



#### <国の基本指針>

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度（2023年度）末の施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、東京都は精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数等に関する目標値を設定します。

なお、東京都が設定した成果目標を達成するために、三鷹市は、以下の項目について、年度ごとの見込みを設定することとします。

### < 令和3年度（2021年度）～5年度の見込み量 >

		障がい福祉計画（第6期）		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	32	32	32
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	9	10	11
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	22	24	26
精神障がい者の共同生活支援の利用者数	人	72	73	74
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	13	15	17

※ 障害福祉サービス利用者数の計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

### < 国の基本指針 >

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者（精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上の一年以上長期入院患者数、65歳未満の一年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関する目標値を設定することとする。

### < 東京都の算出による基盤整備量 >

令和5年度末の長期入院患者の地域生活の移行に伴う三鷹市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、82人とする。

#### 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムとは？

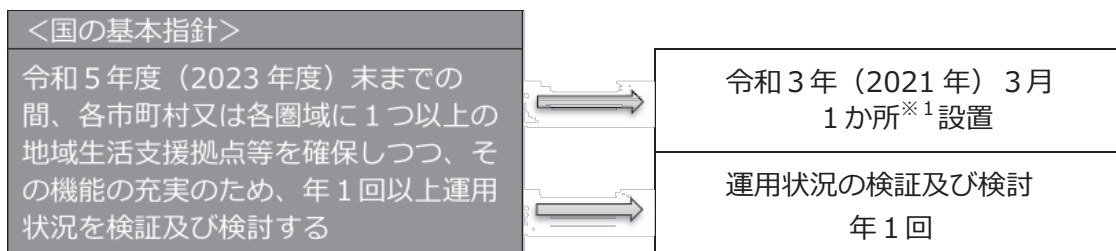
精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援します。



### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能整備によって障がい者（児）の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の整備を推進します。整備の手法においては、地域の支援機関等が連携して提供する面的な体制として、段階的な整備と充実を図ります。令和5年度（2023年度）末までの間、1か所を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

#### 目標1 地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証等



※1 新たに施設を整備するのではなく、相談支援事業所やグループホーム、短期入所、日中活動サービス事業所等の地域における複数の機関が、地域生活支援拠点の機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を連携して担い、支援する体制である面的整備型として、「1か所」整備しました。（50ページ「地域生活支援拠点とは？」参照。）

#### 目標2 緊急時個別支援計画の作成等

緊急時個別支援計画の作成件数	20件/年
緊急時個別支援計画に基づく、障害福祉サービス <sup>※2</sup> の導入件数	10件/年

※2 障害者総合支援法に基づく個別給付、地域生活支援事業等の市単独事業

#### <国の基本指針>

地域生活支援拠点等について、令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度（2023年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

### 目標1 一般就労への移行者数

令和元年度（2019年度）の 一般就労への移行実績	28人	⇒	令和5年度（2023年度）中の 一般就労への移行者数	38人
うち、就労移行支援事業からの 移行実績	19人	⇒	うち、就労移行支援事業からの 移行者数	25人
うち、就労継続支援A型事業からの 移行実績	0人	⇒	うち、就労継続支援A型事業からの 移行者数	1人
うち、就労継続支援B型事業からの 移行実績	9人	⇒	うち、就労継続支援B型事業からの 移行者数	12人

### 目標2 障がい者就労支援センターかけはし利用による一般就労への移行者数

令和元年度（2019年度）の かけはし利用による一般就労への 移行実績	17人	⇒	令和5年度（2023年度）中の かけはし利用による一般就労への 移行者数	22人
---	-----	---	--	-----

### 目標3 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

令和5年度（2023年度）において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合	7割
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割

## <国の基本指針>

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度（2023年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度（2023年度）中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

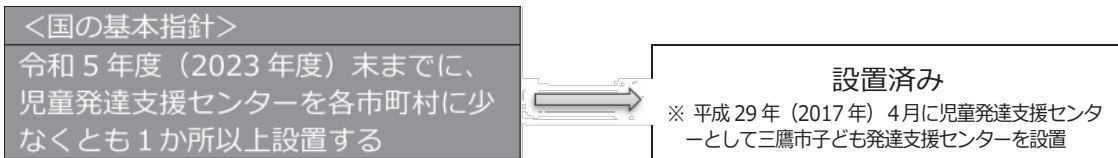
## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

三鷹市子ども発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築し、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備します。

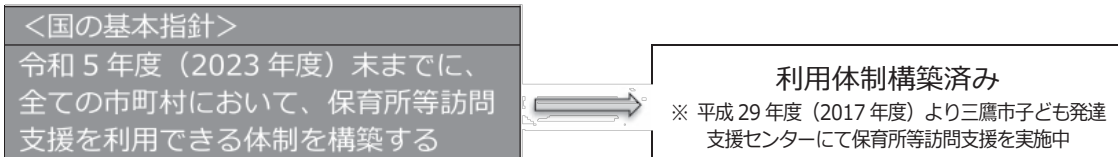
また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設定するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

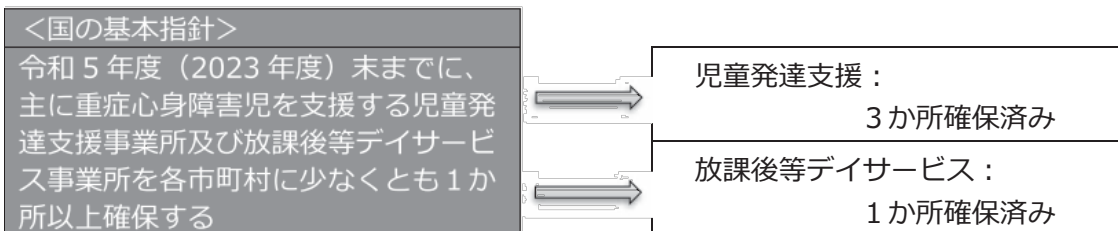
### 目標1 児童発達支援センターの設置



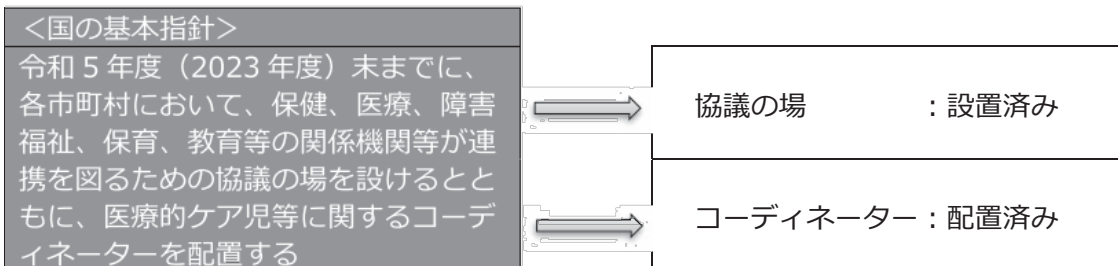
### 目標2 保育所等訪問支援の実施



### 目標3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保



### 目標4 医療的ケア児のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置



## <国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を維持するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みを構築し、相談支援体制全体についての検証・評価を進めていますが、今後はさらに、専門的な指導・助言及び人財育成等各種機能の強化・充実に向けた検討を進めます。

なお、上記のような相談支援体制の充実・強化を進めるために、以下の項目について、年度ごとの見込みを設定することとします。

### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第6期）		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施件数	件	200	200	200
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	3	5	7
地域の相談支援事業者の人財育成の支援件数	件	3	3	3
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	16	16	16

### < 国の基本指針 >

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

## 7 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていきます。

なお、上記のような障害福祉サービス等の質の向上に取り組むために、以下の項目について、年度ごとの見込みを設定することとします。

### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第6期）		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	0	0	1

### < 国の基本指針 >

令和5年度（2023年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

#### 障害者総合支援法の基本理念（障害者総合支援法第一条の二から引用）

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

## 第6章 サービス必要量の見込み及び必要量確保のための方策

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理・洗濯及び掃除などの家事を行います。

#### ＜ 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 ＞

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	時間	3,254	3,302	3,351	3,087	3,110	3,132
	人	174	177	179	197	203	209
実績値	時間	3,062	3,027	3,065			
	人	180	174	192			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

#### ＜ 見込み量の確保等に当たって ＞

ここ数年の利用状況をみると、年度によって増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

第6期計画においては、現在までの実績及びアンケート調査の結果等も踏まえ、今までにサービスを利用していなかった方々（潜在層）のサービス利用が進むことや、障がい者の高齢化による介護保険サービスの訪問介護を利用するケースの増加などの要因も考え併せ、微増傾向で利用が推移していくものと見込みます。

なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給に関しては、介護支援専門員（ケアマネージャー）や、障がい担当ケースワーカー等関係機関の連携を図り、必要なサービスがいきわたるよう配慮します。

また、課題となる居宅介護の担い手の確保については、事業者連絡会等と連携し、方策の検討を行っていきます。



## (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

### ＜ 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 ＞

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	時間	6,230	6,230	6,230	11,502	12,547	13,687
	人	20	20	20	30	32	34
実績値	時間	9,316	10,682	10,544			
	人	25	27	28			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### ＜ 見込み量の確保等に当たって ＞

第5期計画期間中の利用状況をみると、計画値を大きく上回って推移しています。

令和3年(2021年)1月現在、市内には29事業所が整備されていますが、知的障がい・精神障がいに対応した事業所が少なく、これらの整備・充実が課題となっています。今後は、サービス提供できる事業所が増えていくよう、居宅介護サービス事業所等に対し、働きかけを行っていきます。

## (3) 同行援護

視覚障がいの方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他必要な援助を行います。

### ＜ 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 ＞

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	時間	772	772	772	810	810	810
	人	33	33	33	30	30	30
実績値	時間	783	797	752			
	人	27	30	28			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### ＜ 見込み量の確保等に当たって ＞

ここ数年の利用状況をみると、利用者数は横ばいから減少傾向にあります。一人あたりの利用時間は、第5期計画の計画値を上回っています。

令和3年(2021年)1月現在、市内には5事業所が整備されていますが、利用者の多くは特定の事業所に頼っている現状です。介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、高齢化等の進展に伴い、利用ニーズが拡大することを踏まえ、今後も引き続き利用者・事業者等に制度の周知を図っていきます。

## (4) 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	時間	565	592	619	646	673	726
	人	21	22	23	24	25	27
実績値	時間	560	563	566			
	人	20	21	23			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

利用人数及び利用時間はほぼ計画値通りに推移しており、増加傾向にあります。過去の相談実績等から、今後もサービス利用ニーズは増加傾向に推移すると考えられます。

令和3年(2021年)1月現在、市内には4事業所が整備されていますが、未だ十分ではないため、居宅介護事業所等に働きかけるとともに、担い手の確保について検討していきます。

## (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	時間	200	200	200	200	200	200
	人	1	1	1	1	1	1
実績値	時間	0	0	0			
	人	0	0	0			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

第5期計画期間中の利用実績はなく、把握している利用ニーズはありません。また、サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、令和3年(2021年)1月現在、市内において重度障害者等包括支援を提供する事業所はなく、利用希望がある場合には、近隣事業所の利用や、本人の障がいの程度等を勘案し、適切なサービスを組み合わせ提供しています。

今後も、制度の周知を進めながら利用ニーズの把握に努めるとともに、重度障害者等包括支援サービス提供事業者の誘致などの働きかけを行います。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	5,833	5,891	5,950	7,193	7,508	7,836
	人	301	308	315	351	365	379
実績値	人日分	6,462	6,831	6,891			
	人	305	339	338			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

ここ数年の利用状況をみると、利用人数は増加傾向にあり、特別支援学校卒業生等の新規利用や地域移行者の利用も見込まれるため、今後も増加傾向で推移すると考えられます。

令和3年(2021年)1月現在、市内には8事業所が整備されており、今後の確保について引き続き検討していきます。

### (2) 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	21	21	21	84	84	84
	人	1	1	1	4	4	4
実績値	人日分	64	73	16			
	人	3	4	2			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

第5期計画期間中の利用人数は3～4人で推移して横ばい傾向にあり、計画値を大きく上回っています。一人当たりの利用日数は、年度ごとにばらつきがあります。

令和3年(2021年)1月現在、市内には自立訓練(機能訓練)を提供する事業所はなく、引き続き近隣市における事業所との連携を図っていきます。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

#### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	207	216	226	189	234	270
	人	21	23	25	21	26	30
実績値	人日分	181	133	109			
	人	16	17	14			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

#### < 見込み量の確保等に当たって >

ここ数年の利用状況を見ると、利用人数は横ばい傾向にあります。一人当たりの利用日数は、年度ごとにばらつきがあります。精神科病院等からの地域移行者のニーズを考えると、今後も利用者は増加すると見込まれます。

令和3年(2021年)1月現在、市内に整備されているのは1事業所のみですが、令和3年(2021年)11月に新たに1事業所が整備される予定です。今後は、近隣市における事業所との連携を図るとともに、さらに事業者の参入を促す取り組みを検討していきます。

### (4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	1,026	1,078	1,113	1,170	1,350	1,440
	人	56	59	62	65	75	80
実績値	人日分	927	877	968			
	人	53	60	54			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

#### < 見込み量の確保等に当たって >

ここ数年の利用状況を見ると、利用者数は概ね増加傾向にあり、就労継続支援事業の利用者の中にも本事業の潜在的なニーズが確認できることから、今後も増加が見込まれます。

令和3年(2021年)1月現在、4事業所が整備されていますが、今後、新たに2事業所が整備される予定であり、引き続き事業所との連携を図っていきます。

## (5) 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	415	448	484	336	326	316
	人	22	24	26	18	18	19
実績値	人日分	361	385	347			
	人	18	19	18			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

第5期計画期間中の利用人数は横ばい傾向にあります。

令和3年(2021年)1月現在、市内には2事業所が整備されており、過去の相談実績や特別支援学校卒業生等によるニーズを勘案すると、利用者数は今後も横ばいから微増傾向に推移するものと見込まれます。

## (6) 就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	6,869	7,184	7,514	6,060	6,075	6,075
	人	465	489	514	404	405	405
実績値	人日分	6,581	5,588	5,878			
	人	427	397	405			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

利用人数は年によって増減がありますが、概ね横ばいを見込んでいます。令和3年(2021年)1月現在、16事業所が整備されています。

障がい者の工賃の向上を図るため、障がい者等自主製品開発・販売ネットワーク事業(ぴゅあネット事業)等を活用し、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等に向けた支援を行います。

また、障害者優先調達推進法に基づく市による物品及び役務の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることにより、障がい者の自立生活の促進と、障がい者就労支援施設等の安定的な運営を支援していきます。

## (7) 就労定着支援

一般就労した障がいのある方で、環境の変化などにより心身に問題が起きている方に対して、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連絡調整を行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	10	12	14	24	26	27
実績値	人	6	24	24			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

利用人数は増加傾向にあり、就労移行支援事業の利用者数の増加により、今後も増加すると考えられます。令和3年(2021年)1月現在、市内に3事業所が整備されています。

成果目標では、令和5年度(2023年度)に一般就労に移行する者を38人としており、その7割に当たる27人が就労定着支援事業を利用すると見込まれます。

## (8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	20	20	20	20	20	20
実績値	人	20	18	17			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

過去の相談実績等から、概ね横ばいを見込んでいます。

令和3年(2021年)1月現在、市内に事業所はなく、近隣市(武蔵野市、調布市、小金井市、狛江市)においても、府中市に1か所のみ(府中療育センター(都施設))整備されています。

利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、施設との連携を図り対応を進めていきます。

## (9) 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	741	783	827	665	665	665
	人	76	78	80	70	70	70
実績値	人日分	578	540	478			
	人	63	58	48			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

### < 見込み量の確保等に当たって >

今後は、障がい者（児）の高齢化・重度化等により、家族支援利用などのニーズも増加すると考えられます。サービスの確保について引き続き検討していきます。

## (10) 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、病院や診療所等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	49	52	55	60	66	72
	人	12	14	16	10	11	12
実績値	人日分	66	84	59			
	人	10	11	9			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

### < 見込み量の確保等に当たって >

ここ数年の利用状況を見ると、利用者数は概ね横ばい傾向にあります。今後も障がい者（児）の高齢化・重度化等により、家族支援利用などのニーズも増加すると考えられます。サービスの確保について引き続き検討していきます。

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

##### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	179	189	199	204	214	225
実績値	人	174	185	194			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

##### < 見込み量の確保等に当たって >

利用者は増加傾向にあり、過去の相談実績、特別支援学校卒業生等の利用ニーズ、精神科病院等からの地域移行者によるニーズなどにより、引き続き増加を見込んでいます。

令和3年(2021年)1月現在、市内には34事業所が整備されています。

グループホームの整備推進に当たっては、事業者等に対し、国・東京都の補助金等に係る情報提供など必要な設置支援等を行ってまいります。

#### (2) 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	139	139	139	138	137	136
実績値	人	145	139	130			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

##### < 見込み量の確保等に当たって >

障がい者の高齢化・重度化に伴い、利用ニーズは増加傾向にあります。死亡や入院等による退所も見込まれるため、利用者は概ね横ばいで推移すると考えられます。

また、福祉施設入所者の地域移行を推進する観点から、本人の意思や希望等を把握し、グループホーム等への移行、それに伴う障害福祉サービス等の利用調整などを積極的に行ってまいります。



### (3) 自立生活援助

グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	1	1	1	13	15	17
実績値	人	5	11	6			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

平成30年度(2018年度)から開始したサービスですが、既に第5期計画の計画値を大きく上回る利用実績があります。今後も、地域におけるひとり暮らし等の生活環境が改善されていく中で、利用者数は増加していくことが見込まれます。

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

#### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	232	245	258	300	315	330
実績値	人	220	292	288			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

#### < 見込み量の確保等に当たって >

令和3年(2021年)1月現在、市内には計画相談支援を行う事業者（指定特定相談支援事業者）は15事業者あり、障害福祉サービス事業者や一般相談支援事業者との連絡調整を行ったり、障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係るサービス利用計画の作成を行っています。

今後は、市役所内に設置している基幹相談支援センターを中核として、市内の相談支援事業者（委託事業）及び指定特定相談支援事業者等との協働により、計画作成の質の向上、課題の共有等を行っていきます。

## (2) 地域移行支援

障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障がいのある方について、住居の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談を行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	12	12	12	12	13	14
実績値	人	2	8	4			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

第5期計画期間中の利用人数は計画値を下回っていますが、今後も引き続き、福祉施設入所者や精神科病院からの地域移行の増加を見込んでいます。

令和3年(2021年)1月現在、市内には4事業所が整備されており、事業所数としては充足していると考えられますが、知的障がいに対応した事業所がないため、この整備が課題となっています。

今後、障がい者の地域生活を一層促進するよう、指定一般相談支援事業所(支援者)や医療機関、福祉施設等と連携し、基幹相談支援センターを中心に、支援対象者の把握や意向の確認に努めていきます。

## (3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある方について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問などを行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	10	10	10	22	24	26
実績値	人	5	8	20			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

地域移行支援により退院・退所した後に地域生活に定着するまでの間に、サービス利用ニーズが発生すると考えられます。

令和3年(2021年)1月現在、市内には4事業所が整備されていますが、事業者のさらなる参入を促す取り組みを検討する必要があります。

また、基幹相談支援センターや、市単独事業である「三鷹市障がい者入居支援・居住継続支援事業」、「三鷹市精神障がい者等在宅生活支援事業」等の関連サービスとの連携により、より効果的な地域定着支援のあり方について検討していきます。

## 5 地域生活支援事業等

### (1) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者・児（ただし児童は小学生以上）に、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的として、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等を支援します。

#### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	時間	40,793	42,309	43,881	41,402	42,418	43,561
	人	304	315	327	326	334	343
実績値	時間	37,074.5	36,756.5	28,313			
	人	291	309	222			

※ 実績値と計画値は1年分（令和2年度（2020年度）は実績見込み値）

#### < 見込み量の確保等に当たって >

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減ったと考えられます。ここ数年の利用状況をみると、利用者は増加傾向で推移していますが、利用時間は減少傾向にあります。支給決定を受けた方が、希望通りにガイドヘルプが利用できるよう、引き続き養成研修を実施して、従事者の確保を図っていきます。

### (2) 日中一時支援

障がい者（児）に日中の活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息による家族支援を目的とします。

#### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	年間延べ人数	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
	人	51	51	51	51	51	51
実績値	年間延べ人数	1,148	1,289	299			
	人	48	48	37			

※ 実績値と計画値は1年分（令和2年度（2020年度）は実績見込み値）

#### < 見込み量の確保等に当たって >

第5期計画期間中の利用者数は横ばい傾向にあります。

現在、日中一時支援を提供する事業所は少なく、生活介護事業所や就労継続支援事業所での活動が終了した後の居場所としてなどのニーズもあることから、事業者の参入を促す取り組みを検討していきます。

### (3) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員を派遣する事業、市役所に手話通訳者を設置する事業です。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	866	872	878	845	860	875
実績値	人	745	768	531			

※ 実績値と計画値は1年分(令和2年度(2020年度)は実績見込み値)

#### <内訳>

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
手話通訳者派遣	650	660	670
要約筆記者派遣	20	20	20
読み書き支援員派遣	115	115	115
手話通訳者設置事業	60	65	70

#### < 見込み量の確保等に当たって >

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減ったと考えられます。今後も引き続き、三鷹市登録手話通訳者や東京手話通訳等派遣センター、社会福祉協議会と協働して事業を行っていきます。

#### (4) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者（児）の日常生活の不便を改善するため、用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具）の給付を行います。

##### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	件	3,381	3,482	3,586	<b>3,109</b>	<b>3,215</b>	<b>3,321</b>
実績値	件	2,783	2,908	3,005			

※ 実績値と計画値は1年分（令和2年度（2020年度）は実績見込み値）

##### <内訳>

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
介護・訓練支援用具	10	10	10
自立生活用具	25	25	25
在宅療養等支援用具	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	50	55	60
排泄管理支援用具	3,000	3,100	3,200
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2,919	2,975	3,031

##### < 見込み量の確保等に当たって >

引き続き、必要な方が必要なサービスを利用できるよう「障がい者のためのしおり」を広く配布するとともに、障害者手帳取得時などに丁寧な情報提供を心がけていきます。

#### (5) 手話講習会事業

聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑にして、社会参加の促進を図るため、手話通訳者を養成する手話講習会を開催します。

##### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	100	100	100	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>
実績値	人	83	71	0			

※ 実績値と計画値は1年分（令和2年度（2020年度）は実績見込み値）

##### < 見込み量の確保等に当たって >

令和2年度(2020年度)手話講習会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止としました。三鷹市聴覚障がい者協会と協働のうえ、手話通訳者の養成に努めていきます。

## (6) 地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	110	113	115	118	121	124
実績値	人	108	113	113			

※ 実績値と計画値は1年分(令和2年度(2020年度)は実績見込み値)

### < 見込み量の確保等に当たって >

令和2年(2020年)9月現在、市内には2か所(障がい者自立支援センターゆー・あい(I型)、地域活動支援センターまちかど(II型))を整備しています。利用者数は微増を見込んでいますが、センター数は充足していると考えられます。

## (7) 社会参加促進事業

障がい者の地域での豊かで文化的な生活を確保することにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業です。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	1,750	1,770	1,790	1,600	1,600	1,600
実績値	人	1,570	1,551	662			

※ 実績値と計画値は1年分(令和2年度(2020年度)は実績見込み値)

内訳: パソコン講習会、水泳教室、作品展、点字・声の広報、自動車運転免許取得・改造費助成

### < 見込み量の確保等に当たって >

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響で、水泳教室の中止や作品展の縮小などにより実績値が低くなっています。障がい者地域自立支援協議会等を通じ、福祉ニーズ等の把握に努めるとともに、必要に応じて施策の充実・改善などを検討していきます。

## 6 (障がい児) 通所支援、相談支援

### (1) 児童発達支援

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。また、通所による支援のほか、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援などの地域支援も行います。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	927	1,026	1,125	958	1,005	1,055
	人	96	106	116	105	116	128
実績値	人日分	838	990	913			
	人	83	91	95			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

ここ数年の利用状況をみると、利用者数及び利用日数は増加傾向にあります。

令和3年(2021年)1月現在、市内には5事業所が整備されており、さらに今後、2事業所が新たに開設される予定であることから、一定程度の確保はできると考えられますが、ニーズはさらに増加すると見込まれます。

### (2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	30	40	40	35	35	42
	人	3	4	4	5	5	6
実績値	人日分	33	42	15			
	人	5	6	3			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

令和3年(2021年)1月現在、市内には事業所はありません。特別な医療体制を必要とすることから、該当する障がい児のニーズを把握し、提供体制の充実について検討していきます。



### (3) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	10	10	10	10	10	10
	人	2	2	2	2	2	2
実績値	人日分	0	0	0			
	人	0	0	0			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

障がい児のニーズを把握し、提供体制の充実について検討していきます。

### (4) 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を支援するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	2,160	2,306	2,452	2,448	2,550	2,652
	人	212	227	242	240	250	260
実績値	人日分	2,503	2,265	2,430			
	人	227	235	238			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

#### < 見込み量の確保等に当たって >

ここ数年の利用状況を見ると、利用者数は増加傾向にあり、事業所も増加しています。令和3年(2021年)1月現在では、市内に11事業所が整備されており、今後さらに2事業所が整備される予定です。

今後は、放課後等デイサービス事業所運営連絡会等と連携しながら、サービスの質の確保についても検討していきます。

## (5) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人日分	20	20	20	20	20	20
	人	20	20	20	20	20	20
実績値	人日分	5	8	15			
	人	5	7	8			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

第5期計画期間中の実績をみると、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)にかけて利用者が5人から8人に増加しているものの、計画値を大きく下回っています。

令和3年(2021年)1月現在、市内には1事業所が整備されていますが、今後は、障がい児のニーズを把握し、提供体制のさらなる充実について検討していきます。

## (6) 障害児相談支援

サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	59	63	67	70	73	76
実績値	人	33	72	56			

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分(1か月あたり)

### < 見込み量の確保等に当たって >

障害福祉サービス利用者全てにサービス等利用計画の作成が必要であり、今後も増加を見込んでいます。

今後は、子ども発達支援センターにおいても、相談支援機関等との連携や関係機関とのネットワーク構築を進め、発見・相談・療育のワンストップサービスに取り組むなど事業の充実を図っていきます。

## (7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

### < 令和3年度(2021年度)～5年度(2023年度)の見込み量 >

		障がい福祉計画(第5期)			障がい福祉計画(第6期)		
		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画値	人	0	0	1	2	2	2
実績値	人	0	0	1			

### < 見込み量の確保等に当たって >

今後、東京都が実施する養成研修の開催状況を踏まえて、コーディネーターを配置していきます。

## 7 発達障がい者等に対する支援

### (1) 発達障がい者等及び家族等への支援体制

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

#### < 令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の見込み量 >

		障がい福祉計画（第6期）		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
子育て支援プログラムの参加人数	人	70	70	70
ペアレントメンターの人数	人	23	23	23
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	1

※ 計画値は1年分

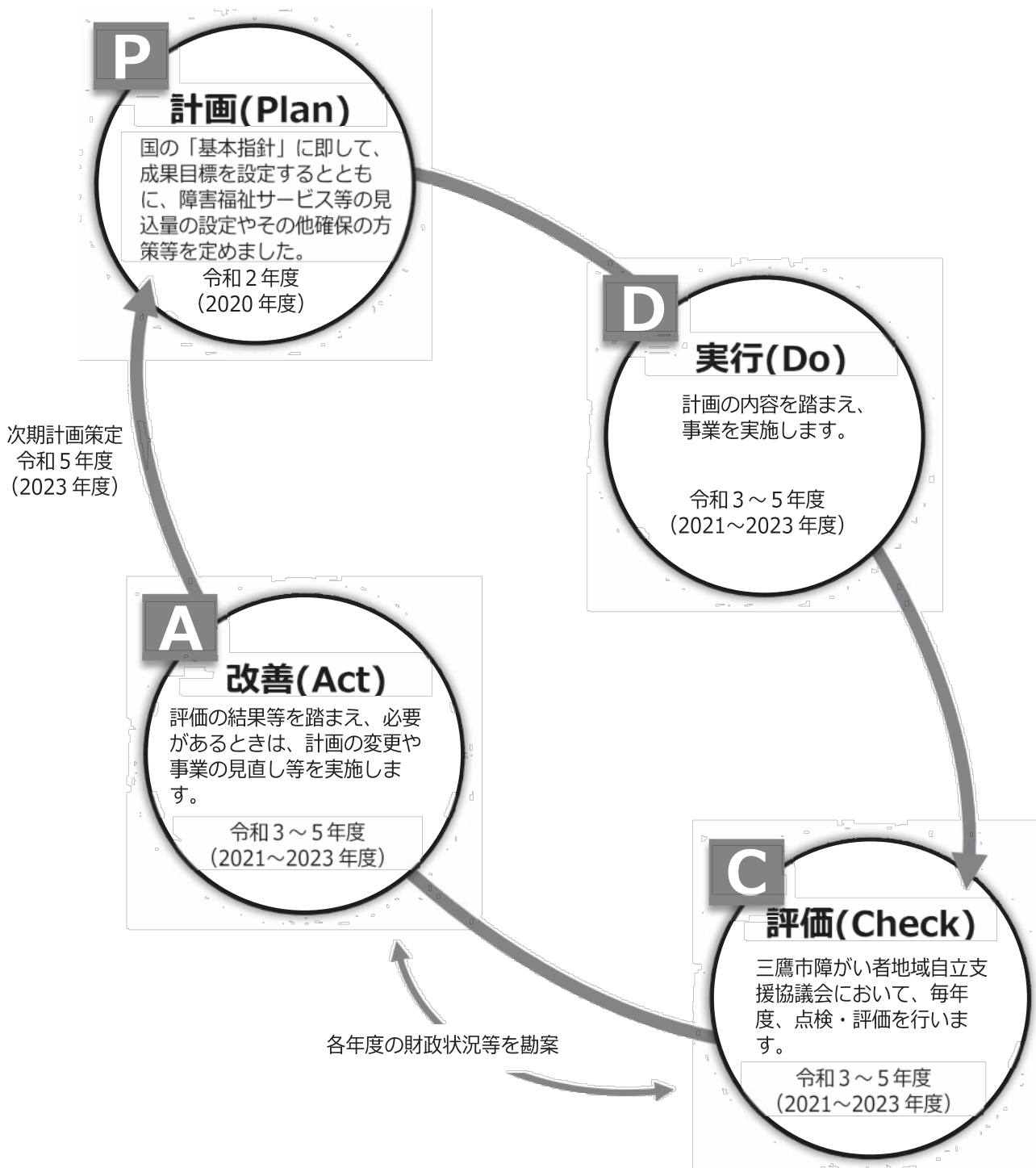
#### < 見込み量の確保等に当たって >

引き続き、子育て支援プログラムやペアレントメンター事業の実施により、発達障がい者等及びその家族等を支援します。発達障がい者のピアサポート活動については、どのように実施するか今後検討していきます。

## 第7章 計画の進捗状況の分析・評価

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の成果目標及び活動指標（障害福祉サービス等の見込量）については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、毎年度、点検・評価を行うとともに、各年度の財政状況等を踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

### < 成果目標及び活動指標における PDCA サイクルのプロセスイメージ >





**資料 1 計画策定の経緯**

**資料 2 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿（第 6 期）**

**資料 3 諮問文**

**資料 4 答申文**

**用語説明索引**





## 資料1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和元年9月～11月	障がい者等の生活と福祉実態調査 (障がい者調査、障がい児調査、入院中精神障がい者調査、施設入所者調査、高齢障がい者調査)
令和2年6月30日	第1回 三鷹市障がい者地域自立支援協議会 (1) 計画の位置づけについて (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針について (3) 三鷹市障がい者(児)計画における重点課題の現状について
令和2年7月15日	第1回 三鷹市健康福祉審議会 検討状況の報告
令和2年7月27日	第2回 三鷹市障がい者地域自立支援協議会 障がい者(児)計画における重点課題の現状について
令和2年9月24日	第3回 三鷹市障がい者地域自立支援協議会 (1) 重点課題の検討結果について (2) 第二期三鷹市障がい者(児)計画の骨格案及び構成案について
令和2年10月26日	第4回 三鷹市障がい者地域自立支援協議会 第二期三鷹市障がい者(児)計画の素案について
令和2年11月20日	第2回 三鷹市健康福祉審議会 検討状況の報告
令和2年12月21日～ 令和3年1月18日	パブリックコメントの実施
令和3年1月25日	第5回 三鷹市障がい者地域自立支援協議会 第二期三鷹市障がい者(児)計画(案)に対する市民意見(パブリックコメント)の対応について
令和3年2月17日	第3回 三鷹市健康福祉審議会 諮問及び答申

## 資料2 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿（第6期）

選出枠	氏名	所属
1 公募委員	百目鬼 英弘	公募委員
2 障がい当事者 (5人)	福原 理絵	身体障がい当事者（視覚）
	山中 博正	身体障がい当事者（聴覚）
	檜垣 知子	知的障がい当事者
	鈴木 俊夫	精神障がい当事者
	菅原 健	難病当事者
3 障がい者家族会関係 (2人)	中野 弘子	三鷹市心身障害者（児）親の会
	土屋 秀雄	精神障がい者家族会 あおき会
4 障がい福祉サービス事業者等からの推薦 (8人)	新津 健朗	知的障がい者サービス事業者 社会福祉法人 にじの会
	大野 通子	精神障がい者サービス事業者 社会福祉法人 巣立ち会
	瀧澤 勤	地域活動支援センター まちかど 特定非営利活動法人 みたか街かど自立センター
	岡田 敏弘	障がい者自立支援センター ゆー・あい 社会福祉法人 三鷹授恵会
	加藤 亮一	グループホーム事業者 特定非営利活動法人 三鷹はなの会
	篠木 祥二	放課後等デイサービス事業者 特定非営利活動法人 空の翼
	海老原 恵理子	三鷹市障がい者就労支援センターかけはし 特定非営利活動法人 障がい者ワーククラブみたか
	鶴田 明子	相談支援事業者 合同会社じゆうと
5 関係機関・団体からの推薦 (7人)	吉岡 美佳	府中けやきの森学園
	佐藤 永規	三鷹公共職業安定所
	渡辺 雅令	三鷹市医師会
	渡邊 幸治	三鷹商工会
	松井 治幸	三鷹市民生・児童委員協議会
	高橋 圭一	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
6 学識経験者	鈴木 朋恵	東京都多摩府中保健所
	大木 幸子	杏林大学

計 24 人

### 資料3 諮問文

2 三健地第 855 号

三鷹市健康福祉審議会  
会長 宇井 義典 様

三鷹市健康福祉総合条例第 37 条第 2 項に基づき、第二期三鷹市障がい者(児)計画(案)及び三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画(案)について諮問します。

#### 記

- 1 第二期三鷹市障がい者(児)計画(案)  
別添のとおり
- 2 三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画(案)  
別添のとおり

令和 3 年 2 月 17 日

三鷹市長 河村 孝



計画策定の概要  
第1章

障がい者・障がい児を  
取り巻く状況  
第2章

障がい者施策の考え方  
第3章

計画の体系及び  
主な事業の内容  
第4章

国の基本指針に基づく  
成果目標  
第5章

サービス必要量の見込み及  
び必要量確保のための方策  
第6章

計画の進捗状況の  
分析・評価  
第7章


資料

## 資料4 答申文

2三健審答申第1号  
令和3年2月17日

三鷹市長 河村 孝 様

三鷹市健康福祉審議会  
会 長 宇井 義典



第二期三鷹市障がい者（児）計画（案）及び三鷹市高齢者計画・  
第八期介護保険事業計画（案）について

令和3年2月17日付け2三健地第855号で諮問のあった標記の件について、  
当審議会はこれを承いたします。



## 用語説明索引

### い

医療的ケア児	12
インクルーシブ教育	48

### う

ウェブアクセシビリティ	41
-------------	----

### き

基幹相談支援センター	26
------------	----

### け

ケアマネジメント	33
----------	----

### し

社会福祉連携推進法人	5
障害者総合支援法の基本理念	67
障がい者の就労を考えるつどい2019	30
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	29

### せ

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム	60
------------------------	----

### そ

ソーシャルメディア	41
-----------	----

### ち

地域共生社会	5
地域ケアネットワーク	39
地域生活支援拠点	50

### の

農福連携	5
ノーマライゼーション	48

### へ

ペアレントトレーニング	4
ペアレントメンター	4

### れ

レスパイト	50
-------	----

### ゆ

ユニバーサル社会	4
----------	---

第二期三鷹市障がい者（児）計画

令和3年（2021年）3月

編集・発行 三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

電話 0422-45-1151

(内線) 2651、2652

ファクス 0422-47-9577

Eメール [shien@city.mitaka.lg.jp](mailto:shien@city.mitaka.lg.jp)